



建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'96/1

JANUARY.15.MON No.67



早春を彩る越生の梅林

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

心 に 留 め お く こ と

中 島 三枝司

私は毎週土曜日NHKテレビで、連続放送されている山崎豊子作のドラマ「大地の子」にメロメロにされて居ります。第二次世界大戦終戦時、満州（中国東北地方）にあって、その悲惨さを身近かに見てきた者にとって、50年の歳月が一瞬巻き戻された感じで、あの時、生死の中をさ迷い続けた人達と今日の繁栄を誇り飽食の国に住む人が、同じ同胞であることを思うと時の治世というものが如何にその国民に及ぼす影響が多大であるか、今更の思いを深めています。これを機に、今の世に対する不平不満を述べる前に、感謝する豊かな心の涵養につとめたいと思って居ります。

さて当アスファルト合材協会は平成6年4月に、埼玉県建設産業団体連合会に加盟を許されましたが、先輩会員からみれば末弟であります。末弟と云うのは往々にして甘えん坊であり、回りの方々に何かと迷惑を及ぼすことが多いものでありますが、皆様の御力添えを頼り、しっかり地に足のついた活動を致して参り度いと思って居ります。

平成7年は協会設立25周年を迎え、会員会社28社38工場でアスファルト合材の安定供給と品質の確保、技術の向上、設備の整備、環境改善等につとめ、只今は全国一の生産県であります。操業音、ダンプによる騒音、更に粉塵等、油断をすると公害となるだけに環境問題には特に留意し、その心の現われとして「埼玉県緑のトラスト」に平成4年以来応分の寄付を続けています。

道路は生活基盤整備の基であり、これに舗装主要材料の供給を担うことを誇り、日夜努力する仲間と共に、建設産業団体連合会会員としての自覚を堅持し、健全に発展して参ります。

（なかじまみえじ・埼玉アスファルト合材協会理事長）

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

越生の梅林は、入間郡越生町はずれ黒山自然公園の入口に当たり、越辺川沿いの面積約200haに樹齢300年余の老木を含め約1,000本の紅白各種の梅の木が散在し、水戸の偕楽園、熱海の梅林などと共に関東有数の梅花の名所、花どきは2月中旬から3月の彼岸の頃が見ごろ、この間、町の観光協会主催による「梅まつり」が賑々しく催され、梅花を楽しむ人々で賑う。

◆巻 頭 言	1
◆年頭のご挨拶（建産連会長・県知事・県土木部長・県住宅都市部長）	3
◆会員団体長年頭の抱負	8
◆行政情報	
(1) 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針 （新ガイドライン）の概要 公正取引委員会	1 8
(2) 「建設業労働時間短縮指針」の策定 労働省労働基準局	2 1
◆シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり（その63） 越 生 町	2 6
◆連合会の動静	
(1) 陳情・要望	2 8
(2) 会員団体合同新年賀詞交換会	2 9
(3) 建設産業における構造改善事業の説明会	3 0
(4) 講 演 会 — 政治評論家 森田 実	3 1
(5) 「埼玉の建設産業」のポスター・絵画コンクール実施	3 3
(6) 理事会・委員会報告・埼玉建設生産システム協報告	3 5
◆連 載 埼玉が生んだ著名人物像(4)	
大実業家 諸井恒平伝 — 間仁田 勝 —	3 8
◆トピックス	
平成7年度彩の国さいたま景観賞	4 4
◆告 示 板	
(1) 中小企業労働時間短縮促進特別奨励金制度について	4 7
(2) 建設省・下請契約の適正化を要請	4 8
(3) 埼玉県建設雇用改善推進大会	4 9
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(17)	5 0
◆建産連だより	
会員団体の動静	5 3
◆連合会日誌	5 7
（建設物価調査会案内広告）	（4 3）

新年のご挨拶

新しい競争の時代に向け自助努力と 信頼ある業界を目指して



(社)埼玉県建設産業団体連合会会長 斎藤 裕

明けましておめでとうございます。皆様には、ご健勝で新しい年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

旧年中当連合会に寄せられた皆様の暖かいご支援・ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに本年も一層のご指導をお願い申し上げます。

顧みますると、昨年は正に激動の一年でした。阪神・淡路大震災、オウム真理教による反社会的行為、一方バブル崩壊で始まった景気低迷も依然として厳しい状況が続いており、これまで神話とされていた金融機関等の倒産が相次ぐなど大きな驚きと不安の中で新しい年を迎えました。

建設業界を取り巻く環境も、新しい入札・契約制度がスタートして3年目を迎え、建設業法の改正を始めとして諸制度の改革が進んでおり、併せて「建設産業政策大綱」、「構造改善戦略プログラム」が策定され新しい競争の時代に向かって大きく変貌を遂げつつあります。

こうした大きな流れの中で、私どもは建設産業の構造改善を積極的に推進し、透明性の確保、公正な競争と取引秩序の確立に向け努め、不祥事により失った県民の信頼回復に努めてまいる必要があります。

しかしながら、大手企業によるダンピングは依然として多発しており、疎漏工事の原因はもとより、労働条件悪化、下請けへのシワ寄せなど、地元中小企業にとっては、景気低迷による受注機会の減少とあいまって、大変憂慮すべき問題であります。

こうした状況下にあって、これに対処するとともに、新たな業界の発展を図るため、政策大綱に示された、技術と経営に優れた企業に体質改善し、競争力の強化に真剣に取り組むと同時に、行政機関の諸条件の整備と制度の適正な運用が強く望まれているところであります。

21世紀を目前にし、本県では「環境優先・生活重視」、「埼玉の新しい92（くに）づくり」を県政の基本理念として彩り豊かな郷土「彩の国」づくりが進められており、私どもその一翼を担うものとして、ゆとりと潤いのある県民生活実現のため、業界に課せられた社会的使命を十分自覚し県民に信頼ある業界を目指して最大の努力を行ってまいる所存であります。

建産連は、新しい年こそはの気概のもとに、厳しい環境下ではございますが、こうした時こそ建設産業の構造改善の鍵である適正な元・下関係の確立に積極的に努め、関係団体相互の連携をより一層強固なものとしていきたいと考えております。

年頭にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

豊かな彩の国の骨格を築く 時代の大きな転換期に立って



埼玉県知事 土屋 義彦

社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様、明けましておめでとうございます。

皆様には、つつがなく平成8年の新春を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

また、皆様には、31団体に及ぶ会員団体の緊密な連携のもと、県内建設業界をとりまく環境の改善と業界の体質改善等に御尽力されておりますことに対しまして、心から敬意を表するものであります。

さて、日本経済は、バブル崩壊以降長い低迷が続く中、昨年の円高、金融不安などが追いつけをかけ、先行き不透明な状況下にあります。こうした厳しい状況の中であって、21世紀の「彩の国」の基礎となる主要事業が順調に進んでおりますのも、皆様方のお力添えの賜ものと存じ、心から感謝を申し上げます。

昨年は、年明け早々に阪神・淡路大震災、3月には地下鉄サリン事件が発生、拳銃の発砲事件なども相次ぎ、日本の「安全神話」が大きく揺らいだ年でございました。このため私は、県民の生命と財産を守ることを第一に考え、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に万全を期するとともに、緊急事態発生の際の「危機管理体制」の見直しを実施いたしました。

また、昨年は、戦後50年の節目の年であり、私は、「マリンセミナー」や「彩の国平和のつどい」等を実施して、この半世紀続いた平和の尊さを改めてかみしめ、世界の恒久平和の実現に向けて一層努力していくことを固く心に誓いました。さらに全国自治体の長として初めてインドのインパールを訪れ、戦没者の方々の追悼式を実施して参りました。

このほか、「地下鉄7号線」の着工や本庄拠点都市地域基本計画の承認、「福祉のまちづくり条例」の制定、「OBサミット・イン・彩の国」の開催、そして、「気候変動に関する世界自治体サミット」の開催等、「豊かな彩の国」の実現に向けて大きな成果を得た一年でございました。

さらに、入札・契約制度の改革や、建設市場の国際化など、「新しい競争の時代」を迎え、企業間の公正な競争をより促進するための入札制度の改善や建設産業の体質改善のための構造改善事業を推進してきたところであります。

私が知事に就任して4年目に入っておりますが、これまでが「豊かな彩の国づくり」の基礎固めであるとするれば、いよいよ、この基礎の上に骨格を築いていく大事な時期にさしかかっているものと考えております。

戦後50年間、欧米へのキャッチアップを目指して、ひたすら経済発展の坂道を登ってき

た我が国は、今日、いまだ新たな目標を見出せずにいます。そして、小子化・高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、地方分権の動きなど、時代は大きく転換してきております。このような変革の時代にあって、私は、今こそ自治体の真価が問われているものと考え、常に前向きの姿勢で、県政運営に当たって参りたいと存じます。

幸い、関東の中心に位置し、680万の県民を擁する我が埼玉は、21世紀に向けて大きな可能性を秘めております。こうした埼玉の可能性を21世紀の「彩の国」像として描き、埼玉の新しい羅針盤をつくるために、現在、長期ビジョンの策定に鋭意取り組んでいるところでございます。

折しも、今年春には「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」の入間、鶴ヶ島間が開通するのをはじめ、「雁坂トンネル」や「地下鉄7号線」、「常磐新線」といった埼玉の未来の大動脈の姿が見え始めております。また、埼玉百年の大計である「さいたま新都心」では、国の合同庁舎が本年中に着工の運びとなり、「ひろば」、「アリーナ」も設計が進んでおります。

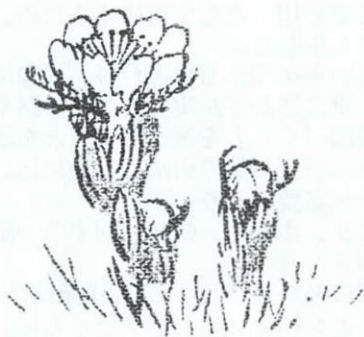
これらの公共事業にかかる工事について、県内企業育成の観点から、県施工工事については、県内企業の参画について最大限配慮するとともに、「さいたま新都心」事業についても、より多くの県内企業が参画できるよう引き続き国に要望していく所存であります。

私は今年も「県内一時間道路網構想」と「人と自然にやさしい道づくり」を目指した道路整備をはじめ、河川、公園、下水道などの将来に向けた生活基盤整備に取り組んで参ります。

これらの事業は、生活基盤整備の担い手である建設産業の皆様の御理解、御協力により、初めて円滑に推進するものでございます。

どうか、皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年一年が、社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様方にとりまして、明るく実りある年となりますよう心からお祈り申し上げます、私の年頭のあいさつとさせていただきます。



年頭のご挨拶

市町村とともに

「豊かな彩の国づくり」を推進する



埼玉県土木部長 喜多河 信 介

埼玉県建設産業団体連合会の皆様、明けましておめでとうございます。

皆様には、益々御健勝で新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、皆様には、県内31団体に及ぶ建設業並びに建設関連業の皆様による横断的な組織として、建設産業の抱える様々な課題解決に御尽力されておりますことに対しまして、心から敬意を表するとともに、旧年中は県土木行政の推進につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本経済はバブル崩壊以降長い低迷が続き、さらに、円高や金融不安などが追い討ちをかけ、先行き不透明な状況にあります。

このような中で、建設業を取り巻く状況を見ますと、入札・契約制度の改革や、建設市場の国際化、建設コスト削減への要請など、「新しい競争の時代」を迎え、今まさに大きな変革の中にあります。

県におきましても、企業間の公正な競争をより促進するため、入札制度の改善や建設産業の体質改善を図るための構造改善事業等を推進してきたところであります。

21世紀に向け社会資本の整備を進めている本県にあっては、地元の地理、地形等に精通した県内建設業、なかでも中小企業や専門業の健全な発展は不可欠でありますし、地域の経済振興の点からも、地元企業による社会資本整備は大切であります。

従って、今後とも経営力や技術力に優れた県内企業の育成を今後とも積極的に行って参る所存であります。

また、厳しい経済動向を反映して、本県の財政も、過去に例をみないほど厳しい状況にありますが、土木部におきましては、道路、河川等の社会生活基盤の整備を着実に進めております。

昨年は、土木行政として、県土の均衡ある発展を図るため、県内主要都市をおおむね1時間以内で結ぶ「県内1時間道路網構想」と人にやさしい歩道の整備や電線類の地中化、道路の緑化など「人と自然にやさしい道づくり」を中心とした道路整備を行ってまいりました。とりわけ、電線類の地中化を積極的に推進してまいりました。

また、河川整備では、河道の改修や調整池の整備を積極的に推進し、慢性的な浸水対策の解消に努めるとともに、自然環境の保全と創出に配慮した「自然と共生する川づくり」等を中心として進めました。さらに、都市部における汚濁の著しい河川につきましては、「ふる里の川」として再生するため、不老川と綾瀬川を対象に水質浄化対策を重点的に実施いたしました。

新しい年を迎えるにあたり、「環境優先・生活重視」の基本理念に基づき、昨年にひき続き、真に豊かさが実感できる道路や河川等の基盤整備に努め、92市町村とともに「豊かな彩の国づくり」を推進することを改めて、決意しております。

これら公共事業の円滑な推進には、社会生活基盤整備の担い手である建設産業の皆様の御協力が必要であります。

どうか、本年も、県政に対する一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

年頭にあたり、埼玉県建設産業団体連合会にとりまして、この一年がより一層飛躍の年であることを祈念いたしますとともに、併せて、斎藤会長さんをはじめ役員の方々並びに関係団体の会員の皆様方の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさついたします。

年頭のご挨拶

住む喜びと豊さの実感できる 「彩の国さいたま」の実現を



埼玉県住宅都市部長 三 澤 邁 策

新年あけましておめでとうございます。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様には、御健勝のうちに新春を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

日本経済はバブル崩壊以降長い低迷が続き、円高や金融不安などが追い討ちをかけ、先行き不透明な状況にあります。

こうした経済動向を反映して、本県の財政環境も、過去に例を見ないほど困難なものがあります。

このような厳しい状況にはありますが、住宅都市部におきましては、常磐新線の沿線整備が事業実施に向けて大きな一歩を踏み出したことをはじめ、街路・公園・下水道・住宅といった生活基盤の整備を着実に進めております。

また、埼玉百年の大計である「さいたま新都心」の整備では、国の合同庁舎が本年中に着工の運びとなったほか、平成11年度末からの「まちびらき」に向けて、「さいたまひろば」、「さいたまアリーナ」の建設も順調に進んでおります。

さらに、公共事業の上半期の工事請負の発注が80%を超える達成率を成し遂げるなど、大きな成果を上げることができました。

これらは、埼玉県建設産業団体連合会の皆様方の御理解とご協力の賜と存じ、心からお礼申し上げます。

ところで、昨年1月17日早朝に発生しました兵庫県南部地震に伴う阪神・淡路大震災では、尊い人命が多数失われたほか、水道、電気などのライフラインを始め、高速道路、鉄道などの都市の基盤施設や建築物が大きな被害を受けました。

住宅都市部といたしましても、建物の被災診断業務や仮設住宅建設業務などに積極的に職員を派遣し、被災地の復旧復興の支援に努めたところでございます。

この大地震により、まちづくり・住まいづくりなど都市基盤整備に携わる私どもといたしましては、都市の安全対策の在り方などが極めて大きな課題であると受けとめております。

いずれにいたしましても高齢化、国際化に向かう21世紀を見据え、「環境優先・生活重視」「さいたまの新しい92（くに）づくり」の基本理念のもと、震災対策や高齢者障害者にも配慮した、全国のモデルとなるような社会資本整備を推進し、住む喜びと豊かさの実感できる「彩の国さいたま」の実現に向け、全力で邁進する所存でございます。

埼玉県建設産業団体連合会の皆様におかれましても長年培った技術、経験、知識等を活かし、なお一層のご支援を賜りたいと存じます。

今年一年が、皆様にとりまして、実り多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成8年 — 会員団体長年頭の抱負

年頭のご挨拶

(社)埼玉県建設業協会
会長 関 根 宏

新年あけましておめでとうございます。

皆様にはご健勝で平成8年の新春を迎えられたことと存じ、心からお喜びを申し上げます。

さて、世上では、個人消費や設備投資が上向き、景気は民需主導で回復局面に入ったとの認識がなされておりますが、大蔵省が示している96年度予算案では、政策的経費の一般会計歳出は、95年度当初予算比2パーセント強の伸びに抑制するというものであり、この伸び率は90年代に入って最も低かった94年度の2.3パーセントに並ぶ緊縮型で、まだまだ厳しい経済状況が続くものと存じます。

景気を安定した回復軌道に乗せるには、何といっても公共投資による下支えが不可欠でございます。実効ある景気浮揚にさらに政府は努力され、一日も早い経済活力再生がなされることを期待するものであります。

平成7年は、建設産業界にとりましては、前年を上回る激動の年でありました。

「阪神・淡路大地震と耐震構造」の問題、「建設産業政策大綱」の策定、「第3次構造改善戦略プログラム」の策定、新たな「履行保証制度」の導入、「最低制限価格制度」の廃止問題、「公共工事標準請負契約約款」の改正、「建退共と中退金との統合」問題、「通信衛生を活用した総合的人材育成（2級建設業経理事務士）の実施など枚挙にいとまのない法令の改正や政策の策定、事業の実施がありました。

私は、こうした動きの中で最も心しなければ

ならないことは、21世紀を視野に入れて策定された建設産業政策大綱の中でも示されている中小建設業育成対策であります。

地域の住宅・社会資本整備、災害復旧等の地域に密着した活動はもとより、経済の活性化、雇用にも寄与することなど大手建設業者だけでは成し得ない役割を果たしておるのが、54万建設業者のうち99パーセントを占める中小の建設業者であります。

したがって、地域の中小建設業者の技術力、施工力、貢献度が適正に評価され、それに見合った、工事の受注そして上位工事へチャレンジできる制度の実現（発注標準の引き上げ、一般競争入札への参加資格の緩和、JVへの参加、都道府県単位での経営事項審査制度など）に努めるものでありますが、そのためには契約当事者間の双務性の確立が急務であります。企業倫理の確保、不良不適格業者の排除やダンピング防止は建設業界自らの問題として自浄作業を行わなければ県民の信頼を回復することは適わないと存じます。

私は、会員の皆様、そして他の関連業界団体とさらに連携を深めて優良建設業者が発展していける土壌づくりに微力ではございますが、誠心誠意盡くして参る所存でございます。

どうぞ、皆様の格段のご助言、ご協力をお願い申し上げますとともに、年頭にあたり皆様のご健勝を祈念いたしましてご挨拶といたします。

新年のご挨拶

(社)埼玉県電業協会
会長 町 田 迪

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、ご家族おそろいで希望に満ちた明るい新年をお迎えしたこととお慶び申し上げます。

さて昨年11月27日（月）開催の設立20周年記念式典及び記念祝賀会には土屋埼玉県知事

様、秋山県議会議長様、松永衆議院議員様を始めとして建設省関東地建、住都公団、県等の関係職員の方々、関係諸団体のの方々等多くのご来賓のご臨席を賜り、盛大かつ有意義に、そして和やかに開催できましたことをあらためてここに厚く御礼申し上げます。

顧みますれば、昨年度は皆様方ご案内のとおり景気の回復がはっきりとしないまま企業においては円高、産業の空洞化、雇用や中高年齢社会への不安などなど多くの試練に直面したものでありまして、我が電気設備業界においても引き続いての工事量の不足、ダンピング問題、公共工事の入札、契約制度の改革等の中で厳しい受注競争がみられるなどさらに厳しい企業環境が続いている状況にあったと認識しております。

このような試練の時期に会員皆様の情熱と行動力によりこの記念すべき一大イベントを成功させることができたことは、実に力強いかぎりのことで、この団結力をこの時期こそさらに高めて皆様とともにこの苦難の時代を切り開かなければなりません。

さて、昨年9月に(株)日本電設工業協会が「建設産業政策大綱」を受けて、特別委員会を設置し、関係諸団体の意見等を聞いた上で、活力と魅力ある電設業を目指す業界の進むべき道として「電設産業ビジョン」を策定しました。その最初の「ビジョン策定にあたり」の終わりの部分で「21世紀にかけての＜新たな競争の時代＞は、価格と品質両面での一層の企業努力が求められる。まさに＜技術と経営に勝れた企業＞のみが生き残れる状況となる。電設業界の今後においても、勝れた＜技能＞常に挑戦する＜技術者集団＞として、建設生産物のライフサイクルの中でのコスト低減に努め、また自助努力による＜独自技術と開発能力＞を持つ企業の姿がのぞまれるところである。」としてあります。

社団法人として20年の輝かしい歴史と伝統を鮮やかに刻んだ当協会は、新たなスタート

の第一歩としてこれらの提言を目標としてさらに協会を中心として強く結集して、地域において「経済と雇用を支え、災害にも役に立つ」中小企業業者集団として輝ける21世紀に羽たける基礎づくりに皆様とともに努力したいと思っております。

本年度当協会が策定する「職業生涯モデルプラン」において、電気設備業界を希望する良質の若者に夢と希望を、そのための「経営改善の指針」となれる提案が期待されます。

これらの提言、提案を具体的、計画的に実現するには、諸官庁、関係諸団体のご指導、ご協力をいただくことはもとより会員皆様のご協力ご支援がなくてはならないことごさいます。重ねてお願い申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新春を迎えて

(株)埼玉県造園業協会

会長 松 本 孔 志

1996年の新春を迎え、関係諸機関を始め、会員の皆様には益々御健勝のことと心からおよこび申し上げます。

20世紀も余すところ4年、我国の政治、経済は一昨年来なかなか先の見えにくい状況が続いており、来年こそはと期待はかけてきましたが、景気の回復が見られないまま年を越してしまいました。しかし、当協会も他業界と同様会員相互の協力によって無事一年経過することができました。これもひとえに関係諸官庁をはじめ、関係者の御支援の賜と深く感謝いたしております。

さて昨年は、建設業法の一部改正に伴い入札契約方式の改革や高度の技術を有する技術者の育成をはじめ、経営の合理化を図り価格競争、技術競争に耐えうる企業体力や経営力、技術力を有することが強く求められてきました。

私達会員もこれを受け、労働条件の改善と

コストダウンの改善を目指し、生産性の高い経営に努力を重ねて参りました。しかし、不況というトンネルはあまりにも長く、厳しく、また異常気象ともいべき猛暑による植物への影響も大きなものであり、社会においては、新年早々に見舞われました阪神淡路大震災や、オウム真理教問題などあまり明るいことのなかった一年でありましたが、公園緑地が私達の生命や財産を守るうえでどれだけ効果があるのか、改めて見直されたことは大きな意義がありました。

また、建設省で提唱しております緑の政策大綱「サンサングリーンプラン」の策定や県における「彩の国緑の基本政策調査」・「緑の丘公園（仮称）整備調査」や、既設公園の拡張整備など今後につながる大きなプロジェクトが動き出すなど、当協会に直接関連があり希望の持てる年になりそうです。

現在は、環境問題も世界的な規模で論ぜられており、住環境は勿論、野生動物の生息地や野生植物の生育地の保護整備等かなり真剣に取り組まれているなど、いろいろな諸施策が展開されるなかで、私達の置かれている立場を再考し、良好な環境づくりの一環である緑の保全や創造の推進に協力し、緑豊かな潤いのある街づくりに対し、国や県及び関係諸団体の行う事業に参画させていただき、21世紀には全ての県民が満足できる“彩の国”造りに積極的に参加して参りたいと存じます。

本年も格別の御指導、御協力を心からお願い申し上げ新年のあいさつとさせていただきます。

新しい年に向けて

東日本建設業保証(株)埼玉支店
支店長 菊 池 平三郎

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は弊社前払保証事業につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

顧みますと昨年は建設業界を取り巻く環境に大きな変化が見られた年でありました。

入札・契約制度の改革、建設業法の改正施行、さらには、かねてより懸案となっておりました工事完成保証人制度に代わる制度として、新たな履行保証制度も打ち出されました。

このうち、「新たな履行保証制度」につきましては、建設業界のご支援を受け、私ども保証会社といたしましても取扱いをさせていただくことになりました。

私ども保証会社が行います履行保証は、前払金保証と同時受付が可能、保証料率が企業規模・工種・工期に関係なく保証金額に応じた体系となっている等の特色をもっております。

保証会社は、昭和27年の創業以来40数年にわたり、前払金保証事業を通じて皆様とともに歩んでまいりましたが、この新しい履行保証を行うこととなったことをひとつの契機とし、よりいっそう皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞ本年もよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の抱負

埼玉県電気工事工業組合
理事長 大曾根 正 男

1996年、明けましておめでとうございます。

昨年を振り返って見ますと、阪神大震災から始まり、オウム真理教の地下鉄毒ガス事件と世界を驚かす事柄が、日本で起りました。

又政治の面においても、国民の政治ばなれが、参議院選及び東京、大阪の知事選において、表れました。

反面外交的にも、憂慮すべき事が起きており、正に内憂外患この時に有りの感が大有りました。猪年は、世の中を騒がす事件が起きると申しますが、適中した感があります。明けて今年は、十二支始めの子年であります。

明るい年に願望をかけ、景気の回復を祈るところであります。

我が組合も、ここ数年不況にもかかわらずお蔭をもちまして、新加入組合員も若干増えて参っており、現在1,730有余名の組織をもつようになってまいりました。

埼玉県認可の短期職業訓練校(S・E・C・C)埼玉県エレクトリックコンストラクションセンターも年を追う毎に充実し、現在9コースが多数の受講者で、活況を呈し、若い技術者養成の場として、業界に貢献しております。

又昨年は、電気工事業の業務の適正化に基づく法律により、電気工事業を営む者の登録更新多数の年となり、埼玉県から委嘱された我が組合が、約1,200名の業者登録講習を実施したことも特筆されるものと思います。

本年も、組合員一丸となって、この不況下においても最善の智恵と努力を傾け、最新の技術を駆使し、社会のニーズに応え、そして業界の活性化に邁進する所存であります。何卒なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

新年を迎えて

埼玉県建設大工工事業協会
会長 目 黒 有

新春を迎え謹んでご挨拶を申し上げます。会員の皆様方には、ご健勝にて1996年をお迎える事とお慶び申し上げます。

昨年は1月17日未明あの阪神大震災5,500名を越す犠牲者の痛ましい災害に始まり、日本経済の景気の低迷は予想以上に大きく各企業を取り巻く環境も一段と厳しさが増して来ました。建設業は受注産業であるとはいえ、このままの状況が続きますとお互い苦い経験がある暗いトンネルに入ってしまうのではないのでしょうか。この様な状況下の中今我々型枠専門工業者はいろいろな問題に直面、なすべ

き事が山積されております。労働条件の改善、週休2日制、技能工の不足、高齢化の問題、労働安全の問題、施工体制台帳(建設業許可、二次、三次の問題)、これらの問題に会員が一致団結し、一つ一つ対応して行わなければなりません。今年は景気の回復が少しは見えたとささやかれておりますが、私はまだまだ厳しい状況が続くものと考えております。いつ上昇するかという期待をもちながら回復を待つのであります。

この様な時期、我々専門工業者は刻々と移り変わる時代を的確に把握しながら新しい時代に向けて事業の展開を図って行かなければなりません。本年も会員の皆様方の御理解と御協力をお願いする次第であります。終りに皆様方のご健勝と益々のご発展をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

(社)埼玉建築士会
会長 坂 本 勤

新年を迎え、皆様のご多幸をお祈り申し上げます。昨年中賜りましたご厚情に対し心よりお礼申し上げます。

わが国の経済が、バブル崩壊不況に転落してから早4年余が経過しましたが、この不況から脱出できる兆しは、未だ見られません。

うたかたの夢の様に消えた平成の大好況とは一体なんであったのか、私達はいろいろの教訓を学びました。

バブル崩壊後6回にわたり公共投資を中心とする財政支出が敢行され、一方では生活者の預貯金金利を史上最低にして金融を活性化しようとしても個人消費の不振を増大し社会全体への影響は少なく、最早手を尽くして、ひたすらに我が国経済の底に残っている復元力に頼っているというのが実情のようです。従って私達は自己防衛に努めながら熟年期に入った日本経済に復調の兆しが現れる時を辛

抱強く待つより外はありません。まさに厳寒の季節に吹雪の過ぎるのを待ち耐えている感を深くします。最近のニュースで生産部門の一部に復調の兆しが見られると報道されていますが、せめてもの救いと申す事ができません。わが会も会員同志励まし合って業務の改善と品位の保持に努めたいと考えていますので、本年も皆様方の変らないご指導を賜りますよう、お願い申し上げてご挨拶いたします。

新年の抱負

(社)埼玉県建築士事務所協会

会長 瀧澤 源二郎

平成8年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

また、関係諸団体の皆様には、当協会の運営にあたり深い御理解と、ご支援を賜り心から御礼申し上げます。

さて、昨年は、年明け早々阪神淡路大震災に襲われるという不幸から始まり、そして地下鉄サリン事件、警察庁長官狙撃事件等、一連のオウム真理教団の事件は、日本国中を震撼とさせました。

また、経済界も信用組合の問題等の金融不安、度を越した価格破壊や、雇用不安と景気も、まだまだ上向いて来ない等々、正に荒れた一年でした。

この様な重大な局面に当協会の四代目の会長をお受けする事になりました。もとより浅学非才の身には、果してこの重責を担い得るかどうか、甚だ不安ではありますが、精一杯努力して参りたいと思います。

名会長として、8期16年の長きに亘って、当協会創成期より、協会発展充実のため、誠心誠意努力されました岩堀徳太郎名誉会長には、心から氣と方針を引継いで、協会の充実、進展の為に、微力ではありますが、全力をもって邁進する所存でございます。

また、今年は協会創立20周年を迎える節目の年でもありますので、私としては特に組織の拡充強化、耐震診断等の調査対応及び各種講習会の充実、諸規程の調査・研究・整備に、そして前回の改訂以来5年を経過した「建築確認申請の手引」を埼玉県及び埼玉県特定行政庁連絡協議会の方々に改定委員をお願いし、改訂の為に編集委員会も発足し、従来とは違った面にも検討を重ね幅広く利用できるものをと、建築基準法の改正及び建築確認申請のFD化に対応する説明などを加えて改定作業を行っていただいておりますが、これが年度内に完成し、説明会が開催できるよう努力しているところであります。

さらに、日本建築士事務所協会連合会において(仮称)設計監理業法制定についても鋭意努力しており、当協会としても、これらの実現にバックアップして行きたいと思っております。

数年来の構造不況は、まだまだ続くと思われます。会員皆様の知恵と努力を得まして乗り切りたいと思っております。

私も微力ながら全力投球をして参ります。どうか皆様の一層のご指導ご協力をお願い申し上げますと共に、益々の御発展を祈念申し上げますご挨拶と致します。

年頭のご挨拶

(社)埼玉県測量設計業協会

会長 岡田 道雄

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

新しい春を迎え、建産連会員の皆様の益々のご健勝とご発展を心からご祈念申し上げ、旧年中皆様からの暖かいご支援を賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。

さて、経済状況は今だ先行きは不透明であります。私たち測量設計業界も未だ経験したことのない不況の中にあります。ご高承のとおりに測量設計業は下支えの業種であります。他産業の高景気があってこそ生きていける産

業であります。

平成8年は末広がり的高景気の年であって欲しいものです。私たち測量設計業は基幹産業の下支えとして21世紀に向けた新たな埼玉づくりの一端を担うべく“正確で信頼のできる測量設計”をモットーとして社会の付託に答えるべく技術の研鑽に努め、日々努力しているところであります。

しかし、歴史の浅い業種であります。委託事業として民間が受注し始めて、まだ40数年にしかありません。企業体質はまだまだ脆弱であります。技術の開発と向上、設備の充実、環境の改善等経営基盤の確立に最大の努力をいたす所存であります。

関係諸官庁及び関係団体の皆様の倍旧のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに皆様の益々のご健勝とご繁栄を重ねてご祈念申し上げ年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年の抱負

(社)埼玉建築設計監理協会

会長 高岡敏夫

皆様には、平成8年の新春をご健勝にて、お迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年1月に発生した阪神淡路大震災は、建築界に大きなショックを与えました。私共は早速構造部会を招集し、現地の支援や、今後の活動について協議して来ました。国民の生命健康及び財産の保護を図るという、建築基準法の目的を新ためて認識させ、又、多くの教訓を与えました。今後の設計業務に生かすことはもとより、高度成長にともなう多くの既存建築物についても耐震診断、補強設計を行い耐震性能を有する建物に改修して行くことが求められています。これらは私共設計者に課せられた社会的使命と自覚し、研究、実施に懸命に努力して行く考えです。すでに耐震

診断、補強設計の業務に全力で取り組んでいる所であります。

経済状況はまだ低迷していますが、建築関連団体の一員として、知事が提唱する「彩の国づくり」豊かな埼玉の都市づくりに、設計監理を通じ、その一翼を担って行きたいと思っています。

法人化25年を迎え、さらに先を目指して、会員増強を計り、設計事務所の基盤や職能の確立、地位の向上の為、積極的に事業を推進して行きたいと考えています。関係の皆様の倍旧のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。終りに皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げます。

新年のごあいさつ

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

支部長 首藤 淳

あけましておめでとうございます。

建設業における労働災害は、中長期的には減少傾向にあります。ここ数年は、増減をくりかえし、予断をゆるさない状況にあります。

建設業労働災害防止協会埼玉県支部においては、このような状況をふまえ、昨年は、建設業の労働災害の原因で最も多い墜落災害撲滅を期して墜落災害防止強調運動を展開し、「建設セーフティ・レディー埼玉」による安全パトロールの実施、11月を強調月間として、埼玉会館小ホールに於いて、埼玉県建設業労働災害防止大会を実施し、安全意識の高揚をはかってきたところであります。

また、「建設セーフティ・レディー埼玉」による安全パトロールの実施状況については、12月16日TBSテレビで放映されたところであります。

もともと労働災害は、あってはならないものであります。

労働災害を絶滅するための特效薬はないか

と日夜苦慮しているところであります。

労働災害の発生の背景には、施行計画の検討不足、施工中の打ち合わせ不足、設備の欠陥、点検確認不足、不安全行動等が上げられたところですが、このような背景を克服することが重要であり、そのためには、安全施工サイクル運動の徹底及び作業員に対する安全衛生教育を地道に行うことが、必要であり、特に職長の役割が重要であると痛感しているところです。

本年は、労働災害のない安全で快適な職場作りに気力を傾注してまいりますので、皆様の更なるご協力を切にお願い申し上げ年頭のごあいさつと致します。

新年の抱負

(社)埼玉県宅地建物取引業協会
会長 星 野 謹 吾

明けましておめでとうございます。皆様には新年を迎え、新たな決意で業界の発展と業務にご尽力されていることと心よりお慶び申し上げます。

昨年は内外共に波乱に富んだ年でした。フランスでの度重なる地下核実験、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争、イスラエルではユダヤ人青年によるイスラエル首相暗殺事件など、血生臭い事件が続きました。

国内へ目を移せば、阪神大震災、地下鉄サリン事件、経済面では依然、不景気の中にあり、大学卒業者の就職率が過去最低となり、金融面では巨額の不良債権を抱えた経営破綻など金融不安を助長するような出来事が続いてしまいました。

このように慌ただしい年でしたが、我々協会としては昨年11月に埼玉県議会議長宛てに土地税制・固定資産税評価替等・不動産取得税に関する請願書を提出し、又、国会に対しても同様の請願・要望活動を行ってきました。

今年も地価の安定と土地の流動化を図るよ

う活動を繰り広げ、より一層の消費者ニーズに応えた事業推進と経営基盤の安定と業界が発展するよう全力を尽くしたい所存でございます。

皆様には今後とも指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに建産連加盟団体の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年を迎えて

埼玉県下水道施設維持管理協会
会長 小 山 保

新年あけましておめでとうございます。

激動の1年であった昨年、年明け早々に阪神大震災更に宗教及び金融機関の問題等大きな事件に遭遇、特に阪神大震災の発生は我々にとっても大変身近な出来事として、震災に対しての供え、緊急体制、復旧に関する対応等それぞれの分野に於いて官民一体となって真剣に討議検討を進めて来ておる所であり、本年も引続き多くの教訓を学びとって行かねばならないと思います。

私共の業種は平成6年4月に下水道施設維持管理業として初めて職業分類の中に新設され、本年は3年目を迎える比較的新しい分野の職種ともいえますが、県内施設の維持管理に於きましては15年及至20数年の経緯を経て来ております。近年下水道に関し多大の関心が持たれ注目される様になりました一因として住民の1人1人が生活の豊さを実感すると同時に、莫大な資金の投入によって成り立っている一大社会資本でもある所以であるからです。

私共協会員もその責務の重さを新年にあたり改めて心に誓い業務に精励し、更なる環境保全に勤めて行かねばなりません。

平成8年が、来るべき新時代に向け皆様にとって良い年となります様ご祈念申し上げます。

道路環境安全の尖兵たらん

埼玉県環境安全施設協会

会長 阿 野 昭三郎

1996年の新春を迎え、謹んでご祝詞を申し上げます。

当協会は、道路や公園・学校・河川及びその他の公共施設の環境安全施設の専門業として、平成3年6月に設立されました。

平成7年度は、21世紀に向けて、一致団結行動し、関係各所や地域社会等から認められる協会を目指し、積極的に事業活動に取り組む、専門委員会も従来の9専門委員の外に次の2専門委員会を新たに設け行動目標の柱としました。

1. ボランティア専門委員会

道路における環境安全施設の研究開発、技術の向上を通じて、不特定多数の人々を交通障害から防衛し、公共の福祉に寄与する。

2. 防災専門委員会

阪神大震災被災地の教訓を踏まえ、災害時の道路機能を可急的速やかに確保する必要性を痛感、県並びに警察当局を支援して協力し、交通規制業務に（安全施設の尖兵）を自任する協会として、防災体制の確立をする。

平成8年は、以上の行動目標を更に増幅推進するとともに、協会の実行力を駆使して、ふるさと（彩の国さいたま）を日本一安全な県にするため（安全施設の尖兵）の責務を果たす所存であります。

新年の抱負

—20年目からの第一歩—

（財）埼玉県建築住宅安全協会

理事長 安 藤 晃

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、阪神・淡路大震災に始まり、オウ

ム真理教事件、大阪APECの開催等、何かと話題の多い年となりました。

その中で、本会も昭和51年9月に県知事の設定許可を頂いて発足以来、20年目という節目の時期を迎える事が出来ました。このことは、日頃からお世話になってます関係行政、関係団体、調（検）査資格者の皆様、更には建築物等の所有（管理）者の方々の幅広いご指導・ご協力の賜と衷心から御礼申し上げます。

20周年記念事業の詳細については、本誌「会員だより」にご紹介いたしましたが、この節目の時期を機としまして、今一度原点に立ち戻って振り返り、これからの協会にもとめられているものを考えていきたいと思えます。

それは、特定行政庁の担当課長の皆様方にご出席を頂いて開催した『20周年記念座談会』の中で提言された「防災センターとしての役割といったものを考えていく必要があるのではないか」ということです。単に建築物等の適確な維持管理の推進にとどまらず、災害を未然に防止するために、或いは万一不幸にして災害が発生した場合でも被害を最小限に迎えるために、考えられるあらゆる手段を模索・検討していくことが求められているものと思います。今年はその第一歩を印す年にしたいと存じています。

新年の抱負

埼玉県内装仕上工事業協同組合

理事長 石 田 信 向

明けましておめでとうございます。

皆様には希望をもって新しい年をお迎えの事とお喜び申し上げます。

4年続きの不況も昨年末近くになってどうやら回復の陽光が射し始めたと言われていますが、我々の内装業界には全くと言っていい程その兆しが感じられません。

内装受注価格は無茶苦茶としか言いようのない程落下した状態で年越しをしました。年が新たまり何とか景気の回復を願いつつ、そして内装工事業が好きだからこそ、技術を一段と磨き本業一筋に努力を重ねる事は勿論、又、一方では怯えてばかりの毎日では明日への活力も湧きにくいし、今年は必ず何とかなる、俺が何とかするぐらいの開き直りを持って、好きな商売の為にファイトを燃やし、良い年になることを夢みたいと思います。

新年のご挨拶

埼玉県建設業健康保険組合
理事長 清水 茂 三

新年あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにそのご家族の皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、健保組合を取り巻く状況は、年を追うごとに厳しくなっております。当組合の平成7年度予算におきましても718万円の赤字予算を編成せざるを得ない状況にありました。

先ごろ発表されました健保組合全体の平成6年度の決算におきましても健保組合全体の決算では実に815億円の赤字を計上しており、健保組合を取り巻く状況の厳しさを物語っております。

この原因は、経済不況による被保険者および保険料収入の伸びの低迷、老人保健拠出金の増加、国民医療費の増加、の3点が原因といわれており、構造的な赤字であるといわれています。

しかしながら、仮に日本経済が好況になり、赤字要因の一つが解決されたとしても、これが即、健保収支の改善につながる見込みは期待できません。国民所得の伸びを上回る勢いで国民医療費が毎年4～5%も着実に伸びているためです。

こうした状況にあって、健保財政を維持していくためには、医療保険財政の大幅な改革こそが必要といえましょう。

厚生大臣の諮問機関である医療保険審議会では負担の公平、給付の平等の見地からさまざまな検討がなされておりますが、健保財政健全化につながる抜本的な改革を期待したいものです。

また、現在話題となっている高齢者介護システム（公的介護保険制度）とのかかわりにおいても、老人医療費の適正化対策や老人保健拠出金の見直しなど、早急に改善を要求していかなければなりません。

以上のように厳しい状況ではありますが、今年も皆様の健康管理・健康づくりのお役に立つ、さまざまな施策に取り組んでまいります。

この1年が皆様にとりまして実り多く豊かな1年であることをお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年にあたって

埼玉県建設業厚生年金基金
理事長 斎藤 裕

平成8年の新年を迎え、事業主ならびに加入員の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年は、厚生年金基金制度発足以来30年目にあたります。国の厚生年金保険の一部を代行し、より手厚い年金を支給する基金制度は、この間順調に普及し、全国の基金数は1,800を超え、会社員の3人に1人以上が加入員となるまで発展しました。加入員、受給者数、資産規模、年金給付額など、日本経済に占めるウエイト、皆様の老後の所得保障における役割は、非常に大きくなっています。一方で、産業構造の変化、不況などの影響により、資産の運用等きびしい状況が続いております。

社会の高齢化に伴って厚生年金基金の果た

す役割がますます重要になっていくなか、今後、公的年金制度一元化問題、年金資産の薄価評価から時価評価への移行などの重要な問題があり、当基金といたしましても、これらの課題に柔軟に対応し、健全で確実な基金運営に向けて、役職員一同努力していく所存です。

事業主、加入員の皆様には、倍旧のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げ年頭のごあいさつといたします。

新年の抱負

埼玉県地質調査業協会

会長 泉 和 郎

新年明けましておめでとうございます。

昨年は阪神淡路大震災で年頭早々からたいへん一年でした。この大地震を教訓にいま、日本各地で建造物の耐震対策が行われ、また、新設の事業についても地震には特段の配慮をせまられる結果となりましたが、地質協会では全国の組織をあげて今回の災害の調査を行い、今後の調査、設計対策の研究を行っているところであります。

業界としての変化の方向は、産業政策大綱にうたわれる3つの基本目標、即ち「よいものを安く」「企業が自由に伸びられる環境」そしてそこで働く人々が「生涯を託せる産業」ということですが、一見当然と思われるこの言葉の中に、これから改革していかなければならない沢山の課題が含まれているように思います。協会としてもこれからはこのような時代の要請に対応した事業活動を積極的に展開し、会員各位の要望と信頼にお応えしていかなければならないと思っております。

発注機関並びに関係各位には私どもの業界に対し、倍旧の温かいご指導とご高配を賜り

ますようお願いを申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

支部長 横 田 充 穂

謹んで新年のお慶びを申しあげます。

旧年中は、関係諸団体の皆様の格別なご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

顧みますと、昨年は阪神・淡路大地震による未曾有の大災害に始まりました。長びく不況は製造業等に回復がみられたものの、建設業界等に於ては一層深刻さを増すなかに関わりました。建設産業の一端を担う当情報通信設備協会も例外ではなく厳しい年であり、今後ともこの傾向は続くものと思われま

す。この様な状況の中に、平成8年を迎えることとなりますが、本年の急務は、情報通信関連の新規需要に対応する新技術力の強化であります。一方、NTT関連では電気通信審議会の「NTTの在り方についての特別部会」のヒアリングが昨年11月にあり、協会本部では「NTTが端末機器を直接販売することは不適當」との見解を示し、NTTは、開発、コンサルタント業務に特化し、販売業務からは撤退すべきであるとしております。

本年は、当協会もこれらの視点から公正な競争条件の確立、相互の協調と参加意義の高揚、各種技術訓練の実施、保守業務の社会的認識の啓蒙に一層の努力を致したいと存じます。会員各位におかれましては、この様な協会事業に積極的なご参加をお願いします。更に建産連におかれましても平成8年度の県予算編成に関する要望書にある「さいたま新都心事業への参加」については、専門工事としての分離発注、市町村についても同様の実現方を促進賜り度く切望いたすところであります。

関係諸団体の皆様には本年も倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

— 新ガイドライン —

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針の概要」

旧ガイドラインを全面改定 (10月30日公表)

公正取引委員会はこのほど、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(昭和54年8月27日公表)を全面改正、10月30日に新ガイドラインとしてこれを発表した。

旧ガイドラインの作成・公表以降、16年以上を経過し、社会経済状況の変動の中で事業者団体の活動内容も変化し、事業者団体に係る独占禁止法上の問題にも新しい形のものが出てきている。なお、現在、わが国経済社会は、規制緩和の推進、市場開放等を通じた重要な構造改革の時期にあり、その中で、独占禁止法の有効かつ適切な運用により、内外事業者の公正かつ自由な競争を促進することがますます重要となっていることを踏まえ、同委員会では本年4月3日に改正案を公表し、広く内外の関係各方面に原案に対する意見を求めた上一部を修正し、新ガイドラインを作成し、これを公表したものである。

新ガイドラインの構成

新ガイドラインは、はじめに、新ガイドライン作定の趣旨及び構成案について説明、次いで、①事業者団体のどのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置がとられることとなるかなど、事業者団体に係る独占禁止法の規定がどのようなものであるかを示している。②事業者団体の実際の活動に即して、重要な活動類型ごとに独占禁止法の定めるところとの関係について、参考例を挙げながら、考え方を示している。要するに業界団体による違法行為を未然に防ぐため、取り締りの目安を示したものである。

新ガイドラインにおいて新たに追加設定した事項

1. 公的規制、行政等に関連する行為

わが国の事業者団体においては、従来から行政機関との関係で行う活動が大きな比重を有しているが、近年、事業者団体にお

ける独禁法違反事件で、行政との係りの中、あるいは公的規制を背景として行われたものが数多く生じている。また、今後規制緩和の進む中で、事業者団体の活動が従来の公的規制に代わるような競争制限につながるようなことがあってはならない。

以上の考えの下に、新ガイドラインでは、事業者団体の公的規制、行政等に関連する行為に係る独禁法上の問題点(違反行為)として、次の点を挙げている。

- (1) 許認可、届出等に関連する制限行為
 - イ. 許認可申請等の制限
 - ロ. 幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定
 - ハ. 認可料金以下の料金の収受に係る決定
 - ニ. 届出料金等の収受に係る決定
- (2) 公的規制分野における規制されていない事項に係る制限行為
- (3) 公的業務の委託等に関連する違反行為
 - イ. 公的業務に伴う事業活動における不
等な拘束等

ロ. 公的業務の実施等に際しての制限行為

(4) 入札談合

2. 参入制限行為等

経済の国際化に伴い内外事業者に対してより開放的なものとしていくことは重要な課題であり、これに対して、事業者団体の活動によって事業者の新規参入が制限されたり、特定の事業者が排除されるようなことがあってはならない。

新ガイドラインでは、事業者団体による参入制限行為等独禁法上の問題点（違反行為）として、次の点を挙げている。

(1) 参入制限等

イ. 商品又は役務の供給制限

ロ. 商品又は役務の取扱い制限

ハ. 不当な加入制限又は除名

• 不当な加入制限に当たるおそれが強い行為

イ. 過大な入会金の徴収

ロ. 店舗の数の制限等

ハ. 直接的な競合関係にある事業者の了承等

ニ. 国籍による制限

3. 自主規制等

事業者団体が、環境の保全、安全の確保、消費者の利便の向上等種々の目的に基づいて、商品の種類、品質の表示・広告、営業方法等に関して自主規制等の活動を行う場合が多くなっている。

新ガイドラインでは、このような事業者団体の自主規制等の活動によって生じ得る独禁法上の問題点について、基本的考え方を「種類、品質、規格等に関する行為」の欄で説明し、「違反となるおそれがあるもの」として、次の点を挙げている。

イ. 特定の商品等の開発、供給の制限

ロ. 差別的な内容の自主規制等

ハ. 自主規制等の強制

ニ. 自主認証・認定等の利用の制限

上記のほか新ガイドラインには、事業者団体の実際の活動のうち主要な活動を類型別に9項目を挙げて、独禁法上との係わりを説明している。以下その概要を述べてみる。

1. 価格制限行為

事業者団体が、次のような価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1項の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として法第8条第1項第4号又は第5号の規定に違反する。

(1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

イ. 最低販売価格の決定

ロ. 値下げ率等の決定

ハ. 標準価格等の決定

ニ. 共通の価格算定方式の設定

ホ. 需要者渡し価格等の決定

ヘ. 団体による価格交渉等

(2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

イ. 価格制限行為への協力の要請、強要等

ロ. 安値品の買上げ

ハ. 価格制限行為の監視のための情報活動

(3) 価格制限行為における「価格」

ここでいう「価格」とは、料金、手数料、金利等その名称や形態のいかんを問わず商品又は役務の対価であるものを指しており、割戻し、値引き等実質的に価格の構成要素となるものを含む。

2. 不公正な取引方法

次の点が違反行為とみなされる。

イ. 共同の取引拒絶

ロ. その他（特定事業者）の取引拒絶

ハ. 取引条件等の差別取扱い

ニ. 事業者団体における差別取扱い等

ホ. 排他条件付取引

- ヘ、再販売価格の拘束
- ト、拘束条件付取引
- チ、優越的地位の濫用
- リ、競争者に対する取引妨害

3. 種類、品質、規格等に関する行為

事業者団体が、商品又は役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等について制限することは、市場メカニズムに及ぼす影響が、上記の価格等に係る制限に比べれば直接的であるとは必ずしもいえないが、法第8条第1項第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうか問題となる。

- イ、特定の商品等の開発・供給の制限
- ロ、差別的な内容の自主規制等
- ハ、自主規制等の強制
- ニ、自主認証・認定等の利用の制限

4. 営業の種類、内容、方法等に関する行為

上記と同じ趣旨の下に違反となるおそれがある。

- イ、特定の販売方法の制限
- ロ、表示・広告の内容、媒体回数の限定等
- ハ、差別的な内容の自主規制等
- ニ、自主規制等の強制

5. 情報活動、共同事業

事業者団体の行う情報活動、経営指導及び共同事業の中には、独禁法上の問題を特段生じないものも多い。

しかし、重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動は、価格等に係る競争制限行為につながり、またはこれらに伴うものとして独禁法に問題となり得る。

経営指導も統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等は、法違反となるおそれがある。

共同事業については、特に共同販売のように価格等重要な競争手段が共同事業の中で決定されるような事業は、参加事業者の

市場シェア等によって競争制限行為に当たり、独禁法上問題となり得る。

- イ、共同販売等
- ロ、共同運送・共同保管
- ハ、共同事業への参加の強制等

最後に主要な新旧対照で要注意点を挙げることにする。

(1) 安値品の買上げの取扱い

安値品の買上げについては、旧ガイドラインでは「違反となるおそれがあるもの」として挙げられていたが、新ガイドラインにては、「原則として違反となる」行為として挙げている。

これは安値品の買上げに係る独禁法上の考え方を変更したものではないが、実際上は、安値品の買上げについては価格制限行為の実効確保手段として行われることが多いことから、新ガイドラインでは、その実態に着目して、行為そのものが実効確保手段として行われる場合を「原則として違反となる」行為の中に類型化したものである。

(2) 監視目的の情報活動

監視目的の情報活動については、旧ガイドラインでは「違反となるおそれがあるもの」として挙げられていたが、新ガイドラインでは「原則として違反となる」行為として挙げられている。

これについても、(1)と同様、独禁法上の考え方を変更したものではなく、実際上、かかる監視目的の情報活動は価格制限行為の実効確保手段として行われることが多いということに着目して、そのような場合を「原則として違反となる」行為の中に類型化したものである。

(3) 共同販売等の取扱い

共同販売等の取扱いについては、旧ガイドラインでは、共同生産、共同販売又は共同購買について、それらにより「競争を実質的に制限すること」等が「原則

として違反となるもの」としている。その趣旨が妥当であることはいうまでもないが、「競争を実質的に制限すること」が違反となることには変りない。

従って、新ガイドラインにおいては、むしろ共同販売等それ自身の評価を明らかにする方が意義があると考えたため、共同事業に対する独禁法上の考え方を示した上で、「違反となるおそれがある」行為として参考例に挙げたものである。

以上新ガイドラインの改正要点を概述したものである。全面改正といっても旧ガイドラ

インのいわゆる見直しであって、新規に追加したものや削除したもののほか大半は一部修正にして趣旨の明確化を図ったものである。

実際面において事業者団体の活動上、疑問の点は、下記へ問い合わせされることをお奨めする。

問い合わせ先

- 公正取引委員会事務局経済部団体課

所在 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
中央合同庁舎第6号館B棟

電話 03-3581-5471（内線2581～83）
（直通）03-3581-7827

行政情報(2)

労 働 省 —

「建設業労働時間短縮指針」を策定 業界及び企業が取り組むべき方途を示す

労働省労働基準局は、このほど「建設業労働時間短縮指針」を策定し、労働時間の短縮へ向けての取り組むべき方途を示した。

平成9年4月1日から法定労働時間週40時間制が全産業を通じて全面施行となるが、建設業においてもすべての事業場がこれに従うこととなっている。

しかしながら、建設業における労働時間は、作業自体が主に屋外労働であることから、とかく天候に左右されることや、発注時期、工期等の発注条件に影響を受けるなどの事情から対応が問題視されている。

そこで、本指針ではこうした建設業の特性からくる労働時間の現状を踏まえ、建設業が法定労働時間週40時間を達成すべき当面の目標を示すとともに、業界及び企業が取り組むべき課題等を示している。なお、建設業及び建設業を営むすべての企業は、国や地方公共団体等発注者の協力を保ちつつ本目標の達成を図るものとするとしている。

以下、指針として掲げた事柄を列記して参考に供することとした。（W）

建設労働時間短縮に関する指針

1 目 標

建設業における当面の労働時間短縮目標は、次のとおりとする。

なお、建設業においては、週休2日制の普及率が低く、週休日が少ないという実態の中で、平成9年4月から実施される週40時間労働制への対応を適切に行っていくことが緊急の課題となっ

ている。そのため、次の目標のうち、完全週休2日制の実施等による週所定労働時間の短縮を最重要目標として取り組むものとする。

また、現場が店社に比べ制度面においても、実態面においても改善が遅れていることにかんがみ、特に現場の改善に重点を置いて推進するものとする。

(1) 週所定労働時間の短縮

週40時間労働制の猶予事業場にあつては、平成9年4月からの週40時間労働制への移行を円滑に行うために、平成8年度を準備期間として捉え、できるだけ早期に、必要な取組を行うものとする。

(2) 完全週休2日制の実施

完全週休2日制(4週8休制)のできるだけ早期の実現を目指す。

(3) 連続休暇の実施・拡充

年末・年始、ゴールデンウィーク及び夏季の連続休暇について、それぞれ1週間程度以上に拡充するものとする。

また、工事の完了時等においても連続休暇を設け、定着を図るものとする。

(4) 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇制度の適正な整備を図って、年次有給休暇が完全に取得されるようにする。

(5) 所定外労働時間の削減

「所定外労働削減要綱」の趣旨を踏まえ、各事業場において、所定外労働は臨時、緊急の場合において行うべきものである趣旨を徹底し、所定外労働時間を削減する。

2 目標達成に当たっての基本的対応

(1) 労働時間短縮を推進するに当たっての基本的対応

イ 労働時間の実態は、業種、規模、地域、さらには時季等によって異なり、短縮方法もこれらの相違等に制約されることを踏まえ、労働時間短縮を推進するに当たっては、業種、規模等業界、企業の特性に応じた方策、手順を確立して推進するものとする。

この場合において、平成9年4月から実施される週40時間労働制に対応するため週所定労働時間を短縮することはもとよりであるが、目標とする年間総労働時間を定め、業界、企業の特性に応じた取り組み易い項目から取り組むのも一方法である。

ロ 労働時間の短縮は下記「3 労働時間短縮のために取り組むべき課題」に述べる各種課題について総合的に対応する必要がある、一気に実施することは困難であることを踏まえ、労働時間短縮推進計画を策定するとともに毎年のスケジュールを作成し、着実かつ段階的に実施する。

(2) 週所定労働時間の短縮を図るに当たっての基本的対応

イ 週所定労働時間の短縮は、週休2日制の拡充を中心に、休日の増加によって対処することを基本とする。

ロ 時期によって繁閑が著しく、あるいは地域事情等により定型的な週休2日制の導入が困難な場合は、変形労働時間制を活用し、繁閑に合わせた休日を設定するなどにより、週所定労働時間の短縮を図る。

(3) 完全週休2日制を実施するに当たっての基本的対応

イ 完全週休2日制(4週8休制)の導入に当たっては、土日連続全休制による現場閉所も望ましいが、当面は、国民の祝日も含めて週に2回の休日を設定するなど、各企業の各部門、現場の状況に合わせて取り組むものとする。

また、全社一斉方式によることが困難な場合には、交替制による週休2日制を導入する等の工夫を講ずる。

ロ 既に完全週休2日制を実施している企業については、年間総労働時間1,800時間を達成するために、週に2回の休日を設定するだけでなく、加えて国民の祝日数に相当する休日を設定することが望ましい。

(4) 連続休暇の実施・拡充を図るに当たっての基本的対応

年次有給休暇を連続して取得する慣行の形成に努めるとともに、特別休日の増加、「国民の祝日」の休日化、年次有給休暇の計画的付与制度の積極的活用、あるいはこれらの休日・休暇と週休日とを組み合わせる等の方法により、計画的に連続休暇を取得する慣行の定着を図る。

また、この場合において、年末・年始、ゴールデンウィーク及び夏季における既存の連続休暇の拡充を図る外、工事の完了時等においても年次有給休暇の計画的付与制度などを利用した連続休暇などを新たに設けるなどの工夫を講ずる。

(5) 年次有給休暇の取得促進を図るに当たっての基本的対応

上記(4)による外、その年度に付与される年次有給休暇は原則として年度内に取得されるよう、個々の労働者の取得希望と業務との調整を図り、取得計画を立てる。

なお、この場合において、個人別に年次有給休暇の付与日数、取得状況を明確にすること等により、取得計画の実効を期するものとする。

(6) 所定外労働時間を削減するに当たっての基本的対応

イ 本来、時間外・休日労働は、臨時・緊急の場合に行うべきものであるという趣旨を徹底し、恒常的な時間外・休日労働を削減する。

ロ 時間外・休日労働に関する協定の締結に当たっては、繁閑に合わせた時間を設定することとし、安易に臨時的業務などを予想して対象業務を拡大したり、極端に長い所定外労働時間が協定されたりすることのないよう業務区分や一定期間の限度時間の見直しを行う。

3 労働時間短縮のために取り組むべき課題

建設業における労働時間短縮を推進するため、建設業界（都道府県レベルの業界を含む。）及び建設業を営むすべての企業は、その特性及び業種、規模、地域などの相違を踏まえ、役割分担を明確にして次の課題に取り組むものとする。

(1) 業界として取り組むべき課題

イ 労働時間短縮推進体制の強化

建設業における労働時間短縮を推進するため業界として推進体制を強化し、次の課題に取り組むものとする。

(イ) 改正労働基準法の内容や労働時間短縮の具体的取組方法についての手引書の作成及び講習会の開催

(ロ) アンケートの実施等による労働時間の現状の把握

(ハ) 広報活動の展開などによる事業主及び労働者の労働時間短縮に対する意識の啓発及びコンセンサスの形成

(ニ) 労働時間短縮に関する先進的事例の収集及び情報の提供

(ホ) 会員企業からの相談の受付及び改善方法等に関する指導の実施

ロ 共同推進体制の整備

労働時間短縮を推進するためには、同一地域、同一業種の企業が同一步調で取り組むことが効果的であることを踏まえ、各業界において申し合わせの促進を図るとともに、共同推進

体制を整備するものとする。その際、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」（以下「時短促進法」という。）における労働時間短縮実施計画承認制度の積極的な活用を推進するものとする。

ハ 関係業界の理解の促進

建設業においては関連する業界が多数存在し、個々の業界のみをもってしては労働時間短縮を推進することが困難であることを踏まえ、関係業界の理解の促進に努める。

ニ 発注者の理解の促進及び受注条件の改善

建設業における労働時間は工期や発注時期等の発注条件に大きく制約されることを踏まえ、業界として発注者の発注時期を平準化させるための理解の促進に努める外、適正工期の確保等受注条件の改善に努めるとともに、標準工期の整備など受注条件改善のための環境整備を図るものとする。

ホ 労働生産性向上対策の推進

労働時間を短縮するためには労働生産性の向上が必要であることを踏まえ、業界として施工関係者の施工関係の機械整備の開発・改良、工法や行程管理手法の開発・改善、施工関係者の能力向上等の労働生産性向上対策を推進するものとする。

ヘ 全天候型工法の開発・普及

建設業における労働時間は、天候の状況に大きく影響を受けるため、業界として、全天候型工法（屋根がけや保温等）の開発・普及を推進するものとする。

ト 各種支援措置の活用及び情報の提供

労働時間短縮を推進するに当たっては、時短促進法に基づく「労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金」や「中小企業労働時間短縮促進特別奨励金」（本誌「告知板」参照）等政府及び地方公共団体において実施している業界及び個別企業の労働時間短縮の推進を援助するための各種助成制度・融資制度等の支援措置を積極的かつ有効に活用するとともに、会員に対し正確な情報を提供するものとする。

(2) 建設業を営むすべての企業が取り組むべき課題

イ 経営者の決断と実行

労働時間短縮には、経営者の決断と実行が必要不可欠であることから、企業の経営者自らが、労働時間短縮の意義、必要性を理解し、率先して労働時間短縮促進の取組を実施するものとする。

ロ 労働時間短縮推進体制の整備

労働時間短縮を推進するためには、労働時間の実態や作業体制等を把握し問題点を洗い出すことの外、ハ以下に示す課題に取り組むなど総合的対応が必要である。また、時短促進法においても、労働時間短縮のための企業内体制整備が事業主の努力義務とされていることを踏まえ、労使による労働時間短縮推進委員会の設置、労働時間短縮推進者の配置等推進体制を整備するものとする。

なお、この場合において、委員会には店だけでなく現場の責任者も加える必要があること。

ハ 労使間のコンセンサスの形成

労働時間の短縮は、労働者の協力が必要不可欠であることを踏まえ、所得水準の維持、向上等労働条件、労働福祉の向上に配慮しつつ、労使間のコンセンサスの形成に努めるものとする。

ニ 発注者の理解の促進及び受注条件の改善

労働時間は工期等の発注条件に大きく制約されることを踏まえ、発注者の理解の促進及び

受注条件の改善に努めるものとする。

ホ 関係企業の理解の促進

建設工事の現場は複数の企業が混在していることに加え、関係企業も多岐にわたり、1企業のみで労働時間短縮を推進することは困難であることを踏まえ、関係企業の理解の促進に努めるものとする。

ヘ 労働生産性向上対策の推進

労働時間短縮を推進するためには労働生産性の向上が必要であることを踏まえ、機械設備や工程管理手法の改善、現場監督者及び従業員の能力向上等により労働生産性向上を図るものとする。

なお、建設業においては施工計画などによって労働生産性が大きく左右されるため、とりわけ工程管理や施工管理に関する能力向上が重要であること。

ト 自主管理体制の確立

労働時間短縮を推進するためには、省力化、工程管理や人員配置の弾力化、さらには労働時間管理の合理化を積極的に進める自主管理基盤の充実を期す必要があることを踏まえ、施工責任範囲を明確にするとともに、施工体制を一層強化するものとする。

チ 適切な工事計画の策定

建設業の労働時間を短縮するためには予定外の休日出勤や時間外労働を可能な限り削減する必要があることを踏まえ、天候による休業日等を織り込んだ適切な工事計画を策定するものとする。

リ 各種支援措置の活用

労働時間短縮を推進するに当たっては、「中小企業労働時間短縮促進特別奨励金」等政府及び地方公共団体において実施している労働時間短縮を援助するための各種助成制度・融資制度等の支援措置を積極的かつ有効に活用するものとする。

(3) 専門工事業者の労働時間を短縮するために総合工事業者が取り組むべき課題

イ 発注条件の改善

専門工事業者の労働時間は総合工事業者の発注条件に大きく影響されることを踏まえ、総合工事業者は専門工事業者の労働時間短縮が円滑に推進されるよう発注条件について配慮するものとする。

ロ 適切な工事計画の策定等

総合工事業者は、週休日、天候等を考慮した想定稼働日数による適切な工事計画を策定するとともに、無理な工期での発注を避けるものとする。

また、受注後の工事計画の変更がないよう施主との打ち合わせや周辺住民との調整を専門工事業者への発注前に十分行い、工事計画の変更を可能な限り避けるものとする。

ハ 専門工事業者の施工責任範囲の明確化

専門工事業者の労働時間短縮を推進するためには、その自主管理能力を強化する必要があることを踏まえ、総合工事業者は発注時に専門工事業者の施工責任範囲を明確にするものとする。

ニ 専門工事業者の従業員の能力開発に対する支援

専門工事業者の労働時間短縮を推進するためには、その現場監督者、職長、一般従業員の能力向上や技術力向上を図る必要があることを踏まえ、総合工事業者として専門工事業者の労働者の能力開発について支援するものとする。

活力と魅力ある まちづくりをめざして



越生町長 本 清 一 雄

はじめに

彩の国梅の里越生町は、埼玉県のはぼ中央に位置し、首都50km圏にあります。町の人口は13,822人。面積40.44km²で、その約7割が山林で占められ、町の中央を貫流する越辺川とその支流によって地形の変化に富み、みどり豊かな自然と四季折々の景観に恵まれています。越生町の四季は早春の梅から始まり、桜、ヤマブキ、つつじ、あじさい、サルスベリ、秋の紅葉、そして柚子の香りへと移っていきます。産業は伝統的な建具生産が盛んで、梅と柚子の収穫量・出荷量は、ともに県内一を誇っています。観光名所としては、越生梅林、黒山三滝、山吹の里などがあり、風光明媚な地として知られています。

20世紀最後の基本計画を策定

町では「みどりとせせらぎのまち・おごせ——自然のなかのかおりある緑園都市」を将来像とし、第3次長期総合計画に基づき町民と行政が一体となったまちづくりを進めてまいりましたが、高齢化時代の到来、情報化、国際化を始めとする急激な社会の変化などにより、人口・住宅の増加、生活環境の変化、町民のニーズが多様化してきており、今後ますます行政需要が高まることが予想されています。

そこで、平成12年度を目標年次とする第3次長期総合計画の後期基本計画の策定に着手しています。

この計画では、

- 1 安全で住みよい基盤の整備をめざして



「さくらの郷・ふるさとの山づくり事業」が決定した山林地

- 2 健康であたたかい心のかよう福祉の充実をめざして
 - 3 豊かで活力ある産業の育成をめざして
 - 4 魅力的で人間性あふれる教育と文化の向上をめざして
 - 5 計画的で効率のよい行財政の運営をめざして
- の5つを施策の大綱として各種計画を策定してまいります。

まず、基盤整備として、優良農地の確保と保全、林業の活性化、緑の保全に配慮した商工業の振興整備、町民の生活環境としての道路や公園の整備を図り、交通安全対策と地域防災計画を見直し、安全なまちづくりを進めます。また、上下水道の整備、ゴミの減量化を推進し、快適な暮らしの充実を目指します。

次に、地域保健推進特別事業で構築された

痴呆性老人介護システムと在宅福祉サービスの充実を図ります。また、社会福祉協議会の拡充強化と地域ケアシステムの地域での活用を推進するとともに地域ふれあい会の組織を拡大し、住民参加による地域活動と福祉ボランティア活動を促進します。そして、健康で安心して暮らせる生活を支援するため、住民の皆さんのライフサイクルにそった健康管理、健康づくりに創意と工夫を凝らしします。

次に、魅力ある農業と林業の振興を図るとともに工業の振興と労働環境の整備促進を図ります。越生梅林、黒山三滝、山吹の里、つつじ公園、あじさいの里などの観光施設を積極的に整備し、遊歩道、歴史的遺産や文化財、ハイキングコースなどを整備し、県の大事業である「さくらの郷・ふるさとの山づくり事業」と“ふれあい”“健康”“福祉”を目的に12種類のお風呂などでリフレッシュできる施設として、平成7年4月にオープンした「ゆうパークおごせ」との観光ルートの確立を目指すとともに観光拠点のネットワーク化を推進します。

次に、生涯学習推進体制の確立を図り、地域と融和した学校教育の実現を目指します。また、郷土文化の保存継承とスポーツの振興を図るとともに国際交流の推進、差別のない明るい社会と男女共同参画社会の実現を目指します。

おわりに

第3次長期総合計画の後期基本計画は、20世紀を締めくくる大切な5年間であり、21世紀へ向けての新たなスタート直前の基盤づくりであるともいえます。

21世紀には、ますます高齢社会が進み、福祉と健康に関する住民の意識は大きく変化し、多種多様化していきます。今後とも、皆さんが健康で豊かに暮らせるまちづくりを進め、生きがいを持ち、安心して暮らせる心のかよう福祉とまなびあいのまちづくりを実現する



12種類のお風呂が楽しめ、のびのびとリフレッシュできる「ゆうパークおごせ」の外観



名勝「黒山三滝」

ため、恵まれた自然を生かしながら、「さくらの郷・ふるさとの山づくり事業」を拠点とする「彩の国さいたま梅の里おごせ」にふさわしい「活力」と「魅力」あるまちづくりを皆様とともに進めてまいる所存であります。

連合会の動静

陳情・要望

当建産連は、斎藤会長、松本、町田、星野各副会長、関根埼玉県建設業協会々長ら一行で10月27日午前9時、池上副知事を県庁同副知事室において面接、平成8年度県予算編成等に向けた業界要望書を提出して特段の配慮を要請した。(写真)

今回の要望は、当建産連が抱える課題、懸案をまとめたもので、①平成8年度県公共事業予算の増額確保について、②公共工事の平準化並びに労働時間短縮がはかられるような設計、積算等について、③履行保証制度の運用について、④基幹的技能者の育成に係る総合的対策について、⑤県施工大規模工事並びに「さいたま新都心事業」への地元企業の参加等について、⑥市町村公共事業等に対する指導・助言について——の6項である。

各要望の主旨は、まず、平成8年度県予算編成については、公共事業の拡大確保に向け、国費の大幅確保とともに県単独事業の増額確保への要望である。

公共工事の平準化等については、企業の計画的経営や雇用の安定を図る面とともに命題である労働時間短縮へ向け一連の配慮を要望したもの。

次の履行保証制度の問題は、国においては平成8年度からいわゆる履行ボンドを中心とした新たな保証制度に移行を決めているが、県が同制度に移行した場合、中小建設者には過度のリスクを負うことなどの不安もある。現に、指名競争入札においては厳しい事前審査等によってなされる指名であることから、原則として無保証とするよう運用上の配慮を要望したもの。



基幹技能者の育成対策については、構造改善戦略プログラムの一つとして位置づけているが、自主自立対策には限界がある。よって公的施策等による積極的な指導、支援を要望した。

次の県施行大規模工事等への地元企業参加については、従来から特定JVの活用を評価しつつ、今後も入札参加条件の緩和等により参加への機会の拡大への配慮要望、また、専門工事業でも高度な知識、特殊な工事については努めて分離発注の道を開くとともに、大手企業の下請にあっても地元企業を優先とするよう、元請企業への指導を要請したもの。

最後の、市町村公共事業に対する指導、助言については、発注関係業務においては国の通達や指針に則り適正な設計、積算を行うとともに入札制度の適正な運用、さらにはダンピング防止の見地から最低制限価格制度等の積極的な活用、地元専門工事業の受注機会の拡大、前金払制度の完全実施などが行われるよう指導、助言をもって対処されることを要望するものなどである。



平成 8 年

会員団体合同新年賀詞交換会

新しい年に期待、盛会裡に幕

当建産連は、1月9日午後3時30分から建産連会館センター棟3階大ホールにおいて、会員団体合同の新年賀詞交換会を開催した。

会場には会員31団体の会員とともに来賓として迎えた政官財の各界を合わせて約400名出席、新しい年平成8年に希望を託し、盛会を極めた。

昨年は、1月17日兵庫県南部瀬戸内海沿いに起った大地震による破壊力に大きなショックを受けたものであるが、引き続いてオウム事件、金融界の不祥事と相次ぎ社会不安を増幅、その上に政局の混迷は経済の建て直しを拒むなど暮れまで尾を引き、すべて解決を年明けに送った。過去2年間20兆円を越す景気対策計画も、その効果はいっこう目に入って来ない。まことに多事多難な年であった。

冒頭挨拶に立った斎藤会長もこの間の事情を細さに述べ、このままでは建設産業界は活力を失ってしまうと、暮前の11月に陳情した平成8年度公共事業予算の拡大確保や工事の平準化、加えて地元業者優先発注を切実なものとして訴えた。

祝辞に立った土屋知事は、厳しい財政の中で既定の施策等を着実に実施に移すとともに、9月に次いで12月の補正予算に地震対策を含む公共工事関連事業費を大幅に追加し、事業量の拡大を図ったところである。

構造不況からくる民間建設需要の低迷が、建設産業界に及ぼす影響も少なからぬものがある。特に雇用の面の厳しさを増すことにひ



祝辞に立つ土屋知事▲
◀冒頭挨拶の斎藤会長

と際懸念されるとした上、建設産業は国の基幹産業として社会的使命は大きい、今後共一層の経営努力に期待したいと、激励の言葉が寄せられた。

続いて、秋山県議会議長、衆・参両院国会議員の代表が相次いで立ち、680万県民を擁する本県は、名実共将来の展望は明るい。その中核として活躍を願う建設産業界の発展あってのことと、それぞれの立場から支援と協力を惜しむものではないと述べた。

引き続いて主な来賓を紹介のあと続いて開いた祝宴の場には、会員ともども来賓を囲んで歓談、新年の幕開けにふさわしいひと時を過ごした。



建設産業における構造改善事業説明会

開 く

戦略プログラムに基づく行動計画について

当建産連は、10月30日正午から建産連会館1階特別会議室において、中央における推進機関である(財)建設業振興基金より講師を迎え構造改善事業に関する説明会を開催した。

本席には県土木部建設管理課の担当職員、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会、当建産連経営合理化委員会、同じく構造改善委員会、(財)埼玉県建設業協会土木、建築及び労務の各委員会のそれぞれ正・副会長や正・副委員長らの関係者が出席、講師を囲んで戦略プログラムに基づく構造改善事業実施計画などを約2時間30分にわたり説明を受け、質疑を交わした。

冒頭挨拶に立った斎藤建産連会長は、先に建設省は21世紀に向けた建設産業の構造改善戦略プログラムを策定し、業界にその方途を示されたが、取り巻く情勢は厳しく業界にとってはその対応に戸惑いを生じているのが現実の姿である。そこで本席に中心的推進機関である(財)建設業振興基金より高橋俊雄構造改善第1部長、平井英之同基金調査役のお二人を迎え、中央ではどのような取り組みを考えていられるかなど細部にわたり状況説明を願い業界今後の対応策を見出す糸口としたいと本席開催の主旨を述べた。

続いて、講師を紹介、直ちに説明を願った。

高橋部長は、はじめに構造改善戦略プログラム策定の基本的考え方と、盛られた重点課題及び推進事業の考え方を述べたあと、同プログラムの実質推進機関である(財)建設業振興基金が策定した平成7年度構造改善事業実施計画を示し、その柱として掲げた15項目を解説を加えて説明した。

15項目にわたる事業は、それぞれ具体的方策を示し、かつ、支援策(助成)をも併せ示



しその対応を明かにしているが、なお今後の検討課題事項が多く、即実現にはほど遠いものがあるように受けとめられた。

以下、主な事業について概略で列記してみる。

1. 基幹的技能者育成事業

基幹技能者とは一定の能力、経験、資格を有するものを指す。この事業では、①その育成、自立の途を拓く(技能開発計画)ために建設技能開発基本指針(仮称)の策定及び基幹的技能者の公的評価制度等の検討を行う。②教育訓練のための企業間連携を促進するため人材交流ガイドラインを策定する。③産学連携にて高校在学中の技能取得や実習等の単位認定に寄与するため産業界から講師を派遣し実習指導に当たる研修制の検討を行う。

2. 総合的人材確保・育成推進事業

①これまでのイメージアップ作戦の見直しを行い、実習を主とした活動に切り換え実効性を図る。②県協会等が行う研修等について助成メニューに基づきその経費の一部を助成する。

3. 雇用労働条件改善事業

①平成9年4月以降週40時間に全面移行す

ることから引き続き平成9年度まで実施する。平成9年4月からすべての事業所において週40時間の所定内労働時間制の実施に対応するため、総合・専門工事業者それぞれが取り組む推進方策や関係団体に対する要望事項について検討を行う。

②技術者の社会的評価制度等について検討を行い、技術者の地位の確立に資する。

4. 経営基盤強化事業

自主的な経営管理能力の向上促進策としてコンピュータ財務診断システムによる財務診断を実施する。なお、平成7年度財務診断・指導実施要領に基づき中小企業を対象とする財務診断を実施、さらに財務診断を受けた企業の希望により相談会を開いて、財務診断書の見方の解説と簡単な質問に答えることとする。

また、合併・企業合同等の体質強化について、その方法を示したマニュアルを本年内を目途に策定する。

5. 建設生産システム合理化推進事業

建設業法の改正により義務付けられた施工体制台帳、施工体系図について、業界の実態を反映したフォーマット（型式、体裁）の作成及びその周知・普及等を図る。

建設生産システム合理化推進協議会の中央地方における一層の連携を図るため、連絡会議を開催する。

元下関係の適正化の観点から専門工事業者企業力評価制度の検討を行う。これは専門工事業者の技術・技能力と経営力を適正かつ中立的に評価し、その企業努力を積極的に支援するための仕組みについて検討しようというもの。

このほか、「中堅・中小企業のO A化等の情報化推進事業」「生産工程改善・技術開発推進事業」「総合安全対策事業」「建設産業広報推進事業」など新しい時代に向けての対策などが挙げられている。（W）

講演会

演題「どうなる日本の政治と経済」

講師・政治評論家 森 田 実氏

講演の要旨

講師は、冒頭に話のキーポイントに中国の古諺、「禍福はあざなえる縄の如し」（史記；賈生伝）と「虎の尾を踏み合う」（書経）の2つをあげた。前者は、吉凶は常に転変して起こる。丁度より合わせた縄のようなものとの意、後者は、最強の動物である虎の尾を踏み合うこと、つまり生命に係るような恐ろしいことが起るとの意で、共に話題の中に引用している。

今の日米間に2つの問題がある。その一つ

当建産連は、11月17日午後2時から建産連会館センター棟3階大ホールにおいて時局講演会を開催した。このたびの講演会は当建産連研修指導委員会と(株)埼玉県建設業協会浦和支部との共催にて開いたもので、迎えた講師はテレビ・ラジオ等にて馴染の深い政治評論家森田実氏、演題は「どうなる日本の政治と経済」で、1時間30分にわたり直面する日米問題や金融不安など現在の日本が抱える大きな問題、さらに間近に迫った総選挙に対する政界の動きなどを主観、客観の両面から解明されたのである。当日の聴講者は約120名。

は沖縄米軍基地の問題、他の一つは日本国内の金融不安の問題である。

まず、沖縄問題は米軍人の少女暴行事件に端を発し、沖縄住民積年の宿願である基地の返還への発展、さらに日米安全保障条約（安保）の見直しを求める世論の高まりである。これに対し政府は、いま開催中のAPEC会議へ参加のために来日する米国大統領を待つて首脳会談に持ち込む考えでいた。ところが突然の欠席により果たすことができず、大きな誤算を招いた。つまり当て（吉）がはずれ（凶）たのである。

次の一つは、米国における大和銀行が引き起こした不祥事件である。この事件は単に大和銀行という一つの金融機関の問題だけでなく、政府つまり大蔵省がこの間に介在したことに厳しい目を向けているのである。

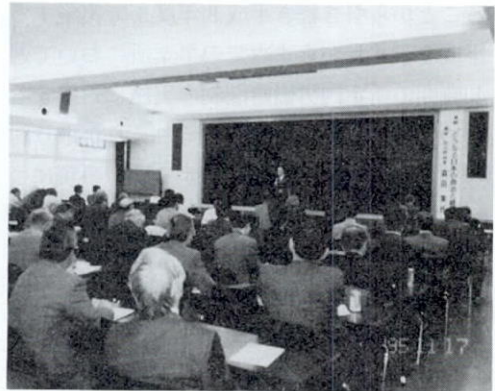
いま国内で問題化している膨大な不良債権処理を巡る一連の金融不安も一連託生と見ているのである。わが国の金融界は、戦後の高度経済活動を背景に世界を席卷するまでに成長したのであるが、一面金融行政による手厚い庇護の下に永久不倒という観念が強く、経営者も国民大衆も疑わなかった。

要するに、こうした温床の中に育ち危機管理意識が稀薄化し、無謀な経営に走った。その結末はバブルの崩壊という強大な虎の尾を踏み合ったのである。

金融界の崩壊は、即経済の崩壊につながる重大性を忘れ、ここにきてさらに国民大衆に過大の損失を負わせたのである。

過去に苦い経験を有する米国では、金融機関に対し常に監視を怠らない。今度の大和銀行事件もこうした観点から厳しく処断する一方、これまでパートナーとして来た日本の金融不安に懸念の目をもって注視しているのである。

また、安保条約は単に日米だけのものではなく、極東、東南アジアの軍事、経済の安定を視野に置くものであって、見直しを行う場



合一時的な世論を糊塗するものであってはならない。金融不安の解消も単に金融機関の救済でなく、岐路に立つ経済界構造改善推進の上からも抜本改善に向け早急に対処すべきものであって、その衝に立つ政府の責任は重大である。

わが国今回の不況は、過去における周期的不況とは趣きを異にしたいわゆる構造不況であって、根底から改革が迫られている。

経済の国際化に伴い中小企業クラスまでが海外に移転し、国内空洞化が懸念される。無論ニュービジネスの開発も促進されようが、当面の現象として少子化の問題がある。時代の流れとはいえ将来の人口構成が大きく変わる。これによって雇用の面や教育環境などハードの面だけでなく、保険、年金などの社会保障などソフトの面にも大きく影響する。10年にして世界一の高齢化社会を迎えることとなるが、その対策もまた大きな課題である。

講師は、混迷を続ける政局に話題を転じ、「すべての道はローマ（総選挙）につづく」と政権の行方を次のごとく述べた。

3党の連立で首相の座を社会党々首に譲った自民党もここにきて政策的な矛盾を増幅、単独政権への野望が折に触れ表面化してきた。一方の新進党も政権奮回に知略を尽している。

その動きを見ると、まず自民党は橋本新総

裁を看板に体制の立て直しに懸命、対抗馬新進党対策にやっ気になっているが、現状では議席の半数はおろか200席確保も危く、いま選挙では全く勝ち目がない。新進党においても寄合世帯が表面上は一応まとまったかに見えるものの、内面にはなお複雑なものがあり、12月中旬の新党首選にかけているのが実状。

社会党に至っては、存在感すら薄らぎ小選挙区制の導入このかた立候補を断念する現職議員が続出している有様で全く論外。新しい

芽として台頭した新党構想も革新系糾合同も目下試行錯誤の繰り返しで、行方はなお混沌としていて目に見えない。

このままでは自民党と新進党の対決としかいいようがない。しかるに両党とも選挙区ごとの候補を決めかねている。どこへ行くのか日本、これは国民だけでなく世界が注目しているのである。いずれにしても次の総選挙によって決まる。ただいえることは、世界の目を再び日本に向けさせる政権の生まれることである。(W)

「埼玉の建設産業」

ポスター・絵画コンクールの実施

当建産連が広報活動の一環として実施の「埼玉の建設産業」をテーマとした対象を県内公立小・中学校生徒とするポスター・絵画コンクール平成7年度実施状況は、下表のとおり応募総数774点で対前年度比0.96%に当たる31点の増である(下表参照)

10月13日建産連会館1階特別会議室において、埼玉県教育局指導第1課の笠原秀夫指導主事、埼玉大学教育学部附属中学校の犬津義明教諭、同大学付属小学校の木村浩教諭の3

方を審査員として迎え慎重審査を願った。その結果、下表のとおり小学校の部45点、中学校の部22点合計67点を入選作品として選定、さらに最優秀作品(金賞)15点の中から下記のとおり特別賞として小・中学校別に各1点づつの推薦を受けこれを表彰することとした。

特 別 賞

・小学校の部

〔県知事賞〕 中村さゆり(新座市立陣屋小学校1年生・女子)

応募状況

	作 品 数	学 校 数
小 学 校	点 6 7 9 (633)	依頼 833 校 1 2 6 15.1% (834校中128校・15.3%)
中 学 校	9 5 (110)	依頼 419 2 4 5.7% (418校中21校・5.0%)
計	7 7 4 (743)	依頼 1252 1 5 0 12.0% (1252校中149校・11.9%)

() 内は平成6年度実績

〔県教育長賞〕 渡辺健太郎（久喜市立青葉小学校 5 年生・男子）

〔埼玉新聞社賞〕 石川祥子（行田市立行田中央小学校 3 年生・女子）

〔埼玉建産連会長賞〕 喜早祐介（越谷市立明正小学校 4 年生・男子）

中学校 3 年生・女子）

〔埼玉新聞社賞〕 高橋幸子（鷺宮町立鷺宮中学校 2 年生・女子）

〔埼玉建産連会長賞〕 斎藤千鶴（坂戸市立泉中学校 1 年生・女子）

以上

・中学校の部

〔県知事賞〕 平方まい（入間市立東金子中学校 2 年生・女子）

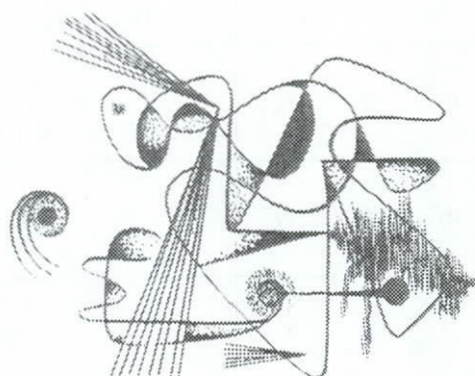
〔県教育長賞〕 小野 恵（鶴ヶ島市立藤

なお、特別賞作品のうち数点を選び、これを額絵として平成 8 年埼玉建産連カレンダーの作成に当てることとなる。

審査結果

小・中学校別	応募学校数	応募点数	入賞点数			
			金	銀	銅	計
小学校	校	点	点	点	点	点
	126 (-2)	679 (+46)	10	15	20	45
中学校						
	24 (+3)	95 (-15)	5	7	10	22
計						
	150 (+1)	774 (+31)	15	22	30	67

※（ ）内は対平成 6 年度応募実績比。



理事会・委員会報告

広報委員会



10月25日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会（松本孔志委員長）を開いて当面の事案について協議を行った。

本席松本委員長が所用のため欠席により代って関根宏副委員長が冒頭の挨拶に立ち、「今年度始めに首藤副委員長と交替、その任に就いたものの何分委員会事情に不馴れというギャップを微力ながらカバーしその任を全うしたい」と述べ、列席委員の協力要請を行った上引き続いて議事を進めた。

はじめ建産連ニュース第66号（10月15日付）発行の経過及び内容を事務局より説明を求めた上関連質疑の有無を諮った。特別問題意見等は無かった。

次いで、同第67号（1月15日付）の編集についてを議題に事務局案の説明を求めた。

提案内容は、新年号に相当することから巻頭に土屋知事並びに土木部長、住宅都市部長3方の年頭のご挨拶を受ける。また、会員団体長年頭の抱負の寄稿を願うことなどを特別に加えるものであった。

搭載記事項目を逐次説明、一部不確定事項についてはその成り行きにより取捨のあることを付け加え説明して了承を求めた。その結果、特別要望発言なく原案をもって作業を進

めることで合意を得た。

続いて、毎年度実施の「埼玉の建設産業」をテーマとする県内小中学校児童生徒を対象としたポスター・絵画コンクールの応募状況並びに審査結果について報告を行い、入選作品、特別賞として推薦作品を決め、それぞれ参加賞並びに表彰状の授与を行うことを事務局に一任することなどを了承した。

次いで平成8年カレンダーの作成について協議、特に額絵とするポスター・絵画コンクール特別賞作品の取扱いで意見交換を行う。

出来得れば従来の2枚綴りを6枚綴りとしてPR効果を高められないかとの多数意見があり、事務局に検討を委ねた。なお、作成部数は3,000部とし、前年に倣い配布することなどを了承した。

最後に、次回委員会は1月23日（火）に開くことを決めて散会した。

理 事 会



11月17日正午から建産連会館1階特別会議室において年度第2回の理事会を開催し、当面の諸問題について対応などを約2時間に亘って審議した。

冒頭挨拶に立った斎藤会長は、政情は相も変わらず混沌状態にあり、なにかんづく業界は激しい受注環境にさらされ一部の業界においては廃業が続出するなど問題化の様相を深めて

いる。こうした情勢を踏まえ全国建産連では関係機関に対し公共投資を柱にした経済対策予算の前倒し執行や地方中小の受注機会の確保などの要望を全国規模で展開したが、当建産連も近く事業量の増額確保、工事発注の平準化等支柱6項目の要望を県当局に要望することとしているが、会員団体においても相応の陳情活動を行って問題打開に努めて貰いたいと述べ、協力要請があった。

議事の前に去る9月28日の全国建産連会長会議の席上、平成7年度全国建産連会長表彰があり今回当建産連から積田鉄治元埼玉県電業協会々長、松本孔志埼玉県造園業協会々長の両氏が受賞、このたび両氏の表彰状の伝達が行われ、両氏を代表して積田氏の謝辞を受けた。

引き続いて斎藤会長を議長にして議事に入った。

はじめ平成8年新年賀詞交換会開催計画を議題にした。計画内容を事務局にて具体的に説明して意見等を求めた。計画は前年に準じ建産連会館センター棟大ホールにて開催するもので、特に異議発言なく全員の了承を得た。なお、開催日時は1月9日(火)午後3時30分開会を予定している。

次に、当建産連の平成7年度事業執行状況並びに平成8年度予算の編成方針についてを議題とした。

いずれも事務局にて説明、これに対し質疑発言はなく了承された。

続いて、当建産連の将来ビジョンの策定について意見交換を行った。これは先に建設省が策定した建設産業政策大綱に基づき21世紀を展望した建設産業ビジョン作りであって、先に全国建産連で作成した「全国建産連将来ビジョン(案)」を参考に提示して、その対応を協議した。ビジョン作りには単なる作文でなく実効性の伴うものであることと、地域の特性を生かしたものでなければならないなどの重要性を持つことから、その策定手法が

まず問題との提起があり、結果として早急に対応策を固め次の理事会に付議することとして合意された。

以上をもって議事を終了、続いて事務局より最近開発の通信衛生による建設業者のためのテレビ講座の開設(国家資格取得受験対策として活用)についての説明を行い、さらに報告事項として下記6項目を資料を基に説明し了解を求めたうえ散会した。

報告事項

(1) 平成8年度県予算編成等に関する要望について

(2) 全国府県建設産業団体連合会会長会議の議決事項

(3) 日本道路公団の高速道路利用料金別納制度について(全日本建設協同組合と全国建産連との協定に基づく通行料金の後納割引制度を指す。)

(4) 地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続き及びその運用の改善の推進について(建設省・自治省連署による各都道府県知事宛の通達)

(5) 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの実施結果について

(6) 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会の加入について

以上



埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

時短・下請契約実態調査実施を

12月21日午前10時30分から建産連会館1階特別会議室において通算第9回の埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（藤村光男会長）を開いて、年明けの2月20日開催予定の「中央・地方建設生産システム合理化推進協議会関東ブロック連絡会」開催に関する対応と当建産連の事業推進計画「建設産業における労働時間短縮及び下請契約締結に関する実態調査」について、それぞれ意見交換を行った。

冒頭挨拶に立った藤村会長は、現下建設産業界の全体が等しく肌で感じているとおり情勢は、まことに厳しい状況が続いている。こうした中で建設省は21世紀を目指す建設産業政策大綱を策定し、これを示すとともに戦略プログラムにて実践的行動計画を公表して業界に組織的対応を促しているが、現にシステム協設置団体は、全国建産連傘下33団体のうち27府県であるが横断的連絡を欠き十分機能していないのが現状である」とした上で、本席の議題とした①「システム協関東ブロック連絡会議」開催への対応。②当建産連事業推進計画「建設産業における労働時間短縮及び下請契約締結に関する実態調査」についてそれぞれ意見を求めた。

まず、①のシステム協関東ブロック連絡会議は、中央ブロック協が中央・地方システム協との連絡調整機関として全国を7ブロックに分け、各ブロック協ごとに連絡会議を開いて実践的取り組み等について協議することとしたものであり、関東ブロックは埼玉、千葉、栃木、茨城、山梨の各県に神奈川県を加えた7県システム協で構成される。その初弾として開催が当時建産連を当番県として指名され、2月20日に浦和市で開催を予定することとな



った経緯を説明、当日の出席は建設省担当官、中央システム協関係者を含め40名規模を、当システム協からは正・副会長のほか建産連傘下の数団体代表を見込んでいる旨説明を加え意見、要望等を求めた。

会議の内容は、主に中央システム協の活動報告、地方システム協の活動状況報告等であり、特に推進活動についての要望案があれば提起して貰うこととし、出席人選等は会長及び事務局に一任することで了解された。

次に②の事業推進計画については、実態調査実施案を事務局より提示し、説明の上意見等を求めた。

調査の目的は、埼玉システム協が主たる取り組みとする労働時間短縮と下請契約の適正化の2つに絞って、その実態を把握し、今後の建設産業の構造改善に資するものであって、設問を19項目、各項目ごとに選択肢を挙げ該当に○印を付すいわゆるアンケート方式を採用するものである。

調査対象は建設工事に直接関係する団体とし、当該団体が傘下の会員企業を規模別に分け数社を指名した企業とする。

事務局では、その指名企業を対象に依頼書を付して調査票を1月15日をメドに郵送、2月10日限りで回答を求め、その結果を分析集計し、3月末までに調査結果報告書としてまとめ、これを関係団体等に送付する。

若干の意見交換の上原案のとおり承認、実施に移すことを決めて散会した。

埼玉が生んだ著名な人物伝 その4

大実業家 諸井恒平 伝

— 秩父開発の生みの親 —

間仁田 勝

日本煉瓦会社は東京毛織物会社の興隆に努めるとともに、秩父鉄道、強石発電所、及び秩父セメントの創設など秩父地方の開発に寄与した本庄市出身の諸井恒平について記す。

出生

諸井恒平は、文久2年(1862)5月26日、児玉郡本庄町(現・本庄市)の蚕糸業諸井泉右衛門の次男として生まれた。

諸井家では、古くは武士であったが、祖父の代に蚕糸業に転じた。

家業も隆盛をきわめていたものの、父の代に火災に4度もあい、借財のふえるなか、恒平は父の死により15歳の若さで家督を継ぐこととなった。

恒平は相続に際し、奉公人達が諸井家に多くの借金をしていることを聞き、彼等の貸し金をすべて棒引きにして、散りぢりになるのを防ぎ家業の再建に協力せしめたという。

『秩父セメント五十年史』によると、恒平は、「家運の挽回をめざして県下一円をわらじをはき、油汗流して日夜をわかつた家業に奔走した」とある。

なんとか立ち直った時はすでに10年の年を経ており、年齢も25歳になっていた。

その時の強固な精神は今後の人生に大きく影響することとなった。

その間、明治11年には若年をもって本庄生糸改所頭取に推され、そして児玉郡外二郡蚕



晩年の諸井恒平

糸組合が成立するや、その副頭取となった。

その後、明治19年には、中山道沿いに本庄郵便局を開局し、局長として郵便事業にも携わることとなった。その本庄郵便局も今では本庄仲町郵便局と名を改めたが、諸井家の局長は恒平以後、代々子孫に引き継がれている。

この郵便局は、今でいう特定郵便局のことで、局長は地方の有力者が任用され、郵便事業を行うための局舎を無償提供するかわりに、局長には世襲制度が認められていた。

日本煉瓦製造会社に入社

明治19年2月、明治政府は国会議事堂等、国の施設をヨーロッパに負けない施設として改築することとした。

その総裁となった井上馨は、顧問としてよんだドイツの建築技師ビニクマンの提案により、煉瓦づくりの建物とすることとし、煉瓦製造工場の建設を行うこととした。

井上はこれを渋沢栄一に相談、栄一は早速適地選定に入り、結局、栄一の故郷である榛沢郡上敷免村（現・深谷市）の土質が煉瓦に最適となり、本社を東京に、工場を上敷免村に置く日本煉瓦製造会社を設立した。

栄一は、恒平の母佐久^{さく}久^{いとこ}が従姉であったことから、恒平の家業再建へのたくましい努力に着目、日本煉瓦に書記として入社させた。明治20年10月、恒平、26歳の時であった。恒平の母は大いに喜んだという。

日本煉瓦製造会社は新時代の要請に応じて発足したものの経営は苦しく、多くの難問を抱えていた。特に製品の運搬は大きな問題であった。

当初、隣接する小山川から利根川を利用する河川利用による昔ながらの船舶輸送の方法をとったが成果は上がらなかった。

恒平は、当時注目を集めている鉄道利用を考え、栄一が取締役をしている日本鉄道会社に懇願し、その頃開駅したばかりの深谷駅から工場まで専門の引込線を計画し、明治28年6月、それを実現した。

日本で最初の会社専用引込線であった。

おりから日清戦争の勝利もプラスして業績は好調に向かった。

恒平は、その後支配人、専務取締役等を歴任し、昭和8年には渋沢栄一の後を次いで2代目の会長までに上り詰めた。

ちなみに、ここの工場から造られた煉瓦により三菱第1号館、東京駅、日本銀行、赤坂離宮など多くの煉瓦建築が築造された。この引込線も現在は撤去され緑道として整備され、市民に親しまれている。



今でも郵便局を営む諸井恒平の生家

東京毛織物会社の繁栄に貢献

明治39年11月、渋沢栄一、大倉喜八郎らによって東京毛織物株式会社が設立された。

設立の目的は日露戦争後の毛織物需要の急増の背景として、輸入品に依存していた毛織物の国産化を図るためであった。

その本社が日本煉瓦製造会社の本社事務所に設立されたことから、恒平は設立とともに専務取締役となり、以来在位15年にわたり経営に携わることとなった。

当時、紡績業界の頂点を極めていた日比谷平左衛門が会長であったことも手伝って、同社の隆盛時代を築いた。

特に、大正5年の恒平の努力により実現した東京製絨と東洋毛織の2社の吸収合併は、その後の業績を躍進させ、西の日本毛織株式会社とともにトップを競うほどになった。

また、この時期は、恒平にとって企業経歴のもっともはなやかな時で、織物業界にあって豊かな企業経験を積むとともに自らの知見を広め、さらに産業界に活躍する多くの知友をえたのもこの頃であった。

秩父鉄道を再興、秩父開発の礎を築く

明治32年、柿原萬蔵を中心とする秩父及び熊谷の有志により、秩父地方の産業文化開発の端を開くべく、鉄道を敷設するための会社

が設立された。

最終目標を群馬県の館林町と秩父郡大宮町（今の秩父市）とを結ぶこととしていたことから上武鉄道株式会社と名付け、当面の目標である熊谷・大宮町間に着手していた。

明治34年10月に熊谷・寄居間、36年4月に寄居・波久礼間が開通したものの鉄道収入はきわめて微々たるもので、その先の延長工事はままならぬものであった。

設立以来十余年、秩父への鉄道敷設を念願し、努力を傾けてきた会社幹部もついに力尽きて、郷土出身の渋沢栄一に援助を請うこととなった。

栄一は、「見込みあるものなら後援してやりたい。目的の大宮町（今の秩父市）まで敷設して果たして採算があるものかどうか調査して見なければ判るまい」と返答し、日本煉瓦の社長であった諸井恒平らに調査を命じた。

その結果、恒平は採算性ありと報告、栄一は、早速、援助を決定、その経営を恒平に委ねた。明治43年8月、恒平、49歳の時であった。日本煉瓦製造会社における会社再建の腕がかわれたものと思われる。

恒平にとっては、日本煉瓦での会社専用引込線以来の鉄道経営であった。

恒平は、難工事を克服して明治44年10月に波久礼・金崎（現・長瀬）間、大正3年に金崎・大宮間を開通させた。

開通に対する秩父郡民の喜びはひとしおであったという。

大正5年5月には、大宮町が秩父町と改称したことにより、社名も秩父鉄道と改めた。

その後、現在の終点の三峰口まで開通、次いで三峰ケーブルの開設、さらに熊谷・羽生間に既に営業している北武鉄道を合併し、念願の館林とはいかないまでも羽生まで開通、現在に至っている。恒平は、大正14年には取締役社長に就任している。



日本煉瓦製造会社

本多静六に啓発さる

明治40年9月、恒平は渋沢栄一の自邸での晩餐会に招待された。

その折、欧米視察から帰国したばかりの東京帝国大学教授で林学博士の本多静六から埼玉県振興策についての話があった。

その中で静六は、秩父地方の開発が重要で、その開発の双壁は水力電気とセメント事業であると、特に武甲山の石灰岩をはじめ良質の粘土が付近の台地一面に賦存することを指摘した。

その静六の意見に渋沢栄一が賛同、その場で同席の実業家達から調査費を捻出し、それをもとに企画立案を静六が行ったことは前回の本多静六の項で記したので、詳細は省略するが、恒平も長年続いた赤煉瓦が次第にコンクリートに変わっていく現実を感じていたところであり、静六の提案には深く感銘を受けた。

さらに、秩父鉄道の経営に参画していることもあり、秩父開発に対しての興味は大いにそそられたという。大正2年2月には、静六の努力により、大滝村強石に発電所が設置され、武蔵水電株式会社が設立された。

恒平は、渋沢栄一に請われ、最初から経営に参画することとなった。

秩父鉄道に次いで武蔵水電への経営参画は

恒平の秩父地方開発の構想をさらに一歩進めるものであった。

武甲山開発へ乗り出す

武蔵水電の事業もようやく軌道に乗り、秩父鉄道が秩父の大宮まで開通されると、恒平の武甲への夢は大きく開き始めた。

大正6年に武甲山麓の武甲駅まで秩父鉄道を延長、さらに8年には武蔵電化株式会社を設立し、武甲山開発に乗り出すこととなった。本多静六の発案の現実化である。

武蔵電化株式会社は、武蔵水電と秩父鉄道とを主要出資者として設立されたもので、両者の利点と無尽蔵といわれる武甲山の石灰岩を活かしての化学製品の生産であった。

具体的には、武蔵水電の供給する電力と秩父鉄道の運搬機能を活用し、武甲山の石灰岩を原料として炭酸カルシウム、石灰窒素などを生産するものであった。

結果的には、この企画は実現には至らず、武蔵電化株式会社は大正9年12月に解散することとなったが、その設立にあたっての調査研究は、その後のセメント起業に移行する動機として活かされることとなった。

秩父セメント株式会社の設立

武蔵電化株式会社の経営は失敗に終わったものの、武甲山の石灰岩利用の夢は断ち切れず、今度は日本煉瓦製造会社を母体とする日本煉瓦セメント株式会社の設立構想を打ち出した。

わが国のセメント界には、既に浅野セメントをはじめ、伝統ある諸会社が雄飛し相当の生産量をあげていたもので、新しい会社がそれに割り込むのは容易な業ではなかったが、恒平にとって幸運であったことは、おりしも、第一次世界大戦の終了により、関東地区におけるセメント供給不足の様相が呈し始めてきたことであった。

恒平は、83歳の渋沢栄一をはじめとする会社設立首脳者の現地視察をおおぎ、大正12年1月、秩父セメント株式会社として発足させた。

本社は東京毛織物会社と同様、東京の日本煉瓦製造会社の本社事務所に置かれた。

恒平は日本煉瓦製造会社をこよなく愛しており、彼の出発点は常にこの会社からであった。

日本煉瓦製造会社の経験を活かし、終点の武甲駅から採掘場まで700メートルほどの引き込み線（三輪線）を設置し営業を開始した。

その武甲駅も、その後、秩父線が途中の影森駅から、三峰口方面に延伸されたことによる利用者の減少により、廃止されてしまったが、三輪線は現在も健在で、今でも毎日7000トンのセメント原石を20両編成の貨物列車で熊谷工場まで運んでいるという。

会社設立半年後に全く予期しない関東大震災が勃発した。

会社も多少の影響を受けたものの、その震災復旧に対し、地元工場の有利性を生かして、その生産販売手段をフルに発揮する絶好の機会となり、大いに発展することとなった。

恒平は、創業十余年後の昭和9年の営業開始記念日の席上、会社設立当時を追想して、

『まことにわが社は、良き母の体内で育てられ、天の要求する時に必要に迫られて生まれた』と述べている。

『秩父セメント社史』によると、「工場は十分の基礎的調査に基づいて最も恵まれた立地条件の地を選定し、世界最新鋭の機械設備の粋を集めて建設され、その内容は当時の業界水準を抜くものであった。しかも結果的にはその建設費が当時予想された常識的水準をはるかに下回ったのは、予備調査の的確性、建設工事費の合理性などのほか、工事時期のタイミングの良さに恵まれた点も少なくなか

った。建設費の低減をもたらした要因としては、当時機械設備の価格が世界的に下落していたこと、岩と粘土層とより成る秩父地区の天然地盤のために基礎工事費が節約できたこと、関係者の適切な配慮で工場用地の手配がタイムリーに完了したこと、国内が全般的に長期的不況のおりから、資材価格、労務費等の低落が続いたことなどがあげられる。」と記している。

日本工業倶楽部を創設

昭和3年4月、恒平は東京大宮電気鉄道株式会社を設立した。

東京市内と郊外の住宅地を結ぶことを目的に、大宮駅を起点とし、与野・浦和・蕨・戸田・板橋を経て、終点の大塚駅で王子電気鉄道（現・都電荒川線）に連絡する鉄道であったが、結局、1メートルも建設に着手することなく解散することとなった。

金融恐慌による建設費の暴騰と沿線地価の急上昇が主な原因であった。

しかし、この気運はこれに止まらず、その後の大宮・赤羽間の省線電車（今のJR京浜東北線）のきっかけとなっていった。この結果、この省線電車も昭和7年に大宮まで開通された。

恒平は、これらの他、日本フェルト、西武鉄道、帝国電灯等の取締役を努めるなど関与した会社は十数社に及んでいる。

また、大正6年には、新しい実業家の団体である日本工業倶楽部を設立、初代会長に王子製紙社長であった藤原銀次郎が就任した。

これまでは商人の集まりである商業会議所のみが設立されていたが、これにより、実業家にも同様の組織が設立され、政府への交渉、また、意見交換の場として大いに成果を納めることとなった。

恒平はその設立に際し、直接参画するとともに設立後も理事や評議員を勤めるほか、産

業界の意見を取りまとめる各種の調査委員を務めるなど、その活躍は顕著なものであった。

山林の保全に貢献

恒平は、本多静六と同様に、秩父郡大滝村中津川の山林を購入し、森林保護にも意を注いでいる。その山林も平成5年3月、諸井家から埼玉県に寄贈され、かつて本多静六の寄贈した山林とともに、水源かん養などの公益的県有林として保全されることとなった。

県としては、丁度、県有林を主体として県民の保健休養の場としての『100年の森』事業を進めているところであり、この偉大な山林の寄付は県としては貴重なものであり、時宜を得たものであった。

それらの山林は、この整備にあたり、両氏の功績を称え、それぞれの名を冠し、本多県有林、諸井県有林と名付けられた。

当初、諸井家の遺族からの願望は本多静六の例にならった諸井育英資金の創設であったが、時節がら、山林からの収益を得ることは困難であることから、無条件の寄贈となった。私も、当時、直接この折衝に関与していただけに、この諸井県有林と命名されたことは非常に感慨深いものがあつた。

秩父の中津川にお出掛けの折には、この看板を見付けたら、日本の山林に一生をかけた本多静六ともに、その生涯を秩父開発に注いだ諸井恒平を思い出して頂きたい。

ともに、郷土埼玉が生んだ偉大なフロンティアである。

おわりに

恒平は煉瓦製造、鉄道、水力電気、毛織物、セメント等、幾多の事業経営に手腕を発揮し、その繁栄に努め、彼の関与した会社は数年にして業績はあがり利潤は順当に増加していった。また、県内における有為の青年を奨学するため、県出身有志の間を奔走して資金を集

め、埼玉学生誘掖会を設立し、牛込砂土原町（現・新宿区）に宿舍をつくって後進の育英に尽くした。

恒平は、常に渋沢栄一の説く『国富の増進は地方産業の育成にあり』の所説と『道德経済合一主義』の理念を不撓不屈の精神で実現することとしており、晩年に詠んだ『とかくして通りこしけり萩の道』の句に彼の心境を

読み取ることができる。

病を得た恒平は、昭和16年2月13日、本郷真砂町の自宅で逝去した。享年78歳であった。

辞世は『いざさらばほかに願いは何ものなし、みんな仲良く道の栄を』であった。

遺骨は出生地の埼玉県本庄市にある諸井家の菩提寺安養院に葬られている。

（筆者は浦和市都市計画部長）

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・監査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約900頁 定価3,700円/〒212円
※年間購読料36,600円/〒共（臨時増刊号年2回含）

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必携の資料。

■B5判/約220頁 定価1,350円/〒132円
※年間購読料14,040円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

〔新刊〕

■工種別の特性を生かした事例集!

土木仮設の施工と積算

土木仮設積算研究会 編 B5判/450ページ/定価5,400円(〒450円)

〔新刊〕

■開削工の施工条件別標準施工(複合)単価!

下水道工事積算標準単価〔開削〕

下水道工事積算研究会 編 B5判/310ページ/定価3,800円(〒450円)

〔新刊〕

■統計指標のみどころ留意点!

建設統計ガイドブック

建設省建設経済局調査情報課 監修 A5判/200ページ/定価2,500円(〒380円)

改訂32版

■土木・建築・設備工事の総合標準歩掛実務書!

建設工事標準歩掛

建設物価調査会積算委員会 編 B5判/約1,100ページ/定価13,000円(〒700円)

□建築工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌!

建設物価
臨時増刊

建築と設備

コスト情報

■上期/2月刊 下期/8月刊 B5判/700ページ 定価4,500円(〒212円)
■年間購読料(年2冊)8,000円(〒共)

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話 (03) 3663-8761(代) • FAX (03) 3663-8768

トピックス

平成7年度彩の国さいたま景観賞

平成7年度の彩の国さいたま景観賞受賞作品の表彰式が、11月27日午後1時から彩の国さいたま芸術劇場音楽ホールにて、関係者列席の下に華々しく挙行された。

この表彰は、彩の国さいたまの景観づくりについての県民意識の高揚を図ることを目的に、昭和62年度から実施しているもので、今年で9回目となる。表彰式は県と(株)埼玉建築士会、(株)埼玉建築士事務所協会、(株)埼玉県建設業協会の四者で構成の「彩の国さいたま景観賞実行委員会（会長土屋義彦埼玉県知事）の主催で執り行われた。

今年度は259作品の応募があり、「彩の国さいたま景観賞審査委員会」で受賞作品として6作品を選定したほか、特に創意工夫などによる個性ある作品等を対象に、奨励賞受賞作品として6作品を選定した。

式の当日、土屋知事より各受賞作品に関わる建築士、設計者、施工者に対し表彰状並びに記念の銘板（盾）が贈られた。

以下、受賞作品の紹介。 — 順不同 —

①所在地 ②建築主 ③設計者 ④施工者 ⑤講評 の順。

▶東京都電機大学理工学部本館



①鳩山町石坂 ②東京電機大学 ③(株)山下設計 ④鹿島建設(株) ⑤比企丘陵の緑に囲まれた新校舎は、既設校舎群との連続感が考慮され、緑に映える白を基調として、曲面と直線を組み合わせた彫刻的なフォルムは教育機関として、また、地域の顔としてふさわしい風格とシンボル性を有している。

▶「金笛」笛木醤油



①川越市幸町 ②笛木醤油(株) ③醸ZYO建築研究所 ④清水工業・共和木材建設JV ⑤川越の歴史的面影が色濃く残る通りに位置し、隣接する重要文化財と調和した本格的な蔵造りの建物で、奥へ抜ける路地にも、伝統的手法と現代的手法を融合させた「小江戸」の下町を感じさせる演出がなされており、伝

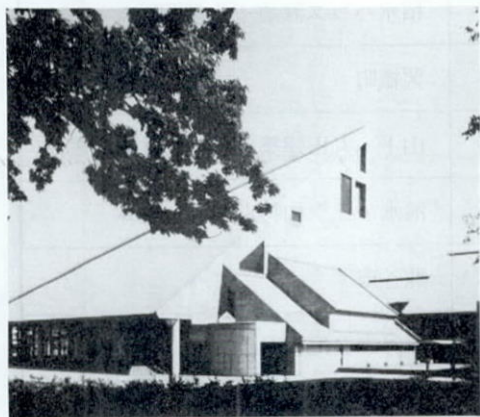
統的な町並みの保存と活性化に重要な役割を果たしている。

▶内藤邸（西川杉の家）



①本庄市寿 ②内藤文夫 ③(株)杉坂建築事務所 ④(株)杉坂建築事務所 ⑤豊かな田園風景が広がる市街地郊外に、県産の西川杉を使用し、外観は大きな切妻屋根が特徴的で、プロポーショナルを整えるために二階の窓を煙出しの高窓風にした。地域性を感じさせながらも格調ある住宅で、周りの残る雑木林ともマッチした雰囲気を出している。

▶児玉町文化会館・中央公民館・図書館



①児玉町金屋 ②児玉町 ③(株)前川建築設計事務所 ④佐藤工業・横尾建設・多野建設特定建設工事JV ⑤北に上毛三山、南・西に秩父の山並みが遠望される田園地帯に建て

られたこの施設は、地場産業の瓦で葺かれた大きな三角屋根と、切妻の屋根が特徴的で、地域の優れたランドマークとなり、町のシンボリックな存在となっており、今後、植栽の成熟が期待される。

▶庄和町役場庁舎

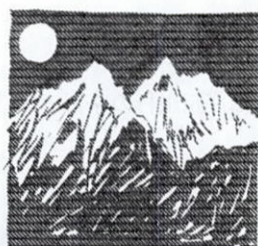


①庄和町金崎 ②庄和町 ③(株)石本建築事務所 ④大成建設(株) ⑤公園の中に建設した庁舎は、築山から流れるせせらぎの水を貯えた池と、豊かな緑にとけこんだ3階建。大きな屋根とせず、小さな屋根の連続とすることで威圧感をやわらげ、木々の中でのスカイラインを考慮した環境にやさしいデザインとなっている。

▶浦和くらしの博物館民家園



①浦和市下山口新田 ②浦和市 ③(株)環境
デザイン研究所 ④(有)荒木社寺設計 ⑤浦和
市内に残る古い民家を見沼田圃の中央に移築
復元し、伝統文化の保存伝承とともに、失わ
れつつある自然景観の保全につとめた野外博
物館であって、過去の人々のくらしや文化に
触れることによって、郷土意識が醸成される
ことが期待される。



奨励賞受賞作品

1 カタクリとオオムラサキの林 休憩所兼展示場 (小川町小川)	事業主体	小川町
	設計者	(株)丸岡設計 小川分室
	施工者	(有)笠原工務店
2 東上セレモニーホール志木 (志木市上宗岡)	建築主	(株)東上新生活互助会
	設計者	(株)フジター級建築士事務所
	施工者	(株)フジタ
3 シックプラザ (熊谷市箱田)	建築主	(株)五大
	設計者	積水ハウス(株)埼玉北営業所
	施工者	積水ハウス(株)埼玉北営業所
4 栗橋町総合文化会館「イリス」 (栗橋町伊坂)	事業主体	栗橋町
	設計者	山下・丸田建築設計特別共同企業体
	施工者	清水・三ツ和特別共同企業体
5 佐谷田川(ムサシトミヨ増殖池) (熊谷市佐谷田)	事業主体	熊谷市
	管理者	熊谷市立佐谷田小学校
	施工者	久保造園土木(株)
6 富士見町地下道 (春日部市中央)	事業主体	春日部市
	制作者	(株)斉藤塗装店

告知板

中小企業労働時間短縮促進 特別奨励金制度について

平成9年4月1日から一部の特例措置を除き週の法定労働時間が週40時間になります。

そこで労働省では、労働基準法に基づく週40時間労働制を実施する計画を有し、当該計画に従って、①300万円以上（1～300人の事務所については150万円以上）の省力化投資（リース可）等、又は、②労働者の新たな雇入れを行い、週所定労働時間を1時間以上短縮した事業主に対する助成を行うこととした（改正・平成7年4月1日から実施）。

支給要件

次の①から④のほか、一定の要件に該当する中小企業事業主（常時300人以下の労働者を雇用するもの）に奨励金が支給されます。

- ① 建設業（建設関連業を含む）及び資材、機器の製造、加工業で規模が1～9人、10～30人、31～100人、101～300人の業種の事業場であること。
- ② 労働基準法による週40時間労働制が適用される前に週40時間以下とすること及び、このために次のイ又はロの措置を講ずることを内容とする労働時間短縮計画を有すること。

イ. 300万円以上の省力化投資等を行うこと（1～30人の事業場については150万円以上）。

「省力化投資等」とは

省力化投資等とは、(1)省力化のための機器の設置・整備への投資のほか、(2)労働時間短縮に資する業務の遂行方法の見直しや従業員の能力向上のために行う経費の支出であって、企業外の専門家・専門機関を利用して行うもの（例えば、外部コンサルタントの診断費用、教育訓練のための研修の受講料等）をいいます。

ロ・新たに1人以上の常用労働者（短時間労働者の場合は、規模30人以下の事業場では1人以上、規模31人以上の事業場では2人以上）を雇い入れること。

③ ②の労働時間短縮計画に従って、省力化投資等又は労働者の新たな雇入れを行うとともに、週所定労働時間を1時間以上短縮すること。

④ 労働時間を短縮したことについて就業規則等の変更を行うこと。

支給額

短縮した1週間の所定労働時間数	常時雇用する労働者数	1 ～ 30 人	31 ～ 100 人	101～300人
1 時間以上 2 時間未満		25万円	75万円	150万円
2 時 間 以 上		50万円	150万円	300万円
3 時間以上短縮し、かつ週40時間を達成した場合		75万円	200万円	375万円

支給手続

次の①から③の手続を行うことが必要です。

- ① 「労働時間短縮計画認定申請書」：次の書類を添付して労働時間短縮支援センターに提出し、事前に計画の認定を受けて下さい。
 - ・法人登記簿謄本（事業主が法人の場合に限る。）
 - ・労働保険関係成立届の写（又は直近の労働保険概算保険料申告書の写）
 - ・就業規則の写
 - ・省力化投資等の費用見込額を証する書類（上記支給要件②のイの措置を行う場合）
 - ・労働者名簿の写又は賃金台帳の写（上記支給要件②のロの措置を行う場合は申請日前6か月間のもの）
 - ・その他（必要に応じ、その他申請書の内容を証する書類等の提出を求められることがあります。）
 - ② 「省力化投資等完了報告書」又は「雇入措置完了報告書」：省力化投資等の措置又は雇入れの措置が完了したら、遅滞なく関係書類を添付のうえセンターに提出して下さい。
- *本制度の雇入措置と完了とは、新たに

雇い入れた労働者を6か月以上継続して雇用し、労働者数が増加した場合をいいます。

- ③ 「中小企業労働時間短縮促進特別奨励金支給申請書」：就業規則等を変更し、週所定労働時間を1時間以上短縮したら、30日以内（雇入措置の場合で、②の完了報告書の提出前に労働時間を短縮したときは、完了報告書が受理された日から30日以内）に、センターに提出して下さい。

その他

この奨励金を受給するためには、あらかじめ労働時間短縮計画の認定を受け、その計画に基づく省力化投資等の実施、就業規則の改正等の取組を行うことが必要ですので、本制度のご利用はお早めをお願いします。

詳しくは最寄りの労働基準監督署又は下記の「労働時間短縮支援センター」へお尋ね下さい。

- ・浦和市岸町4-26-14 日刊工業会館4階
電話 048-822-3466
FAX 048-832-0351

建設省・下請契約の適正化を要請

建設省はこのほど、建設業団体に対し、下請契約における代金支払いの適正化等について会員企業への指導徹底を要請した。

要請の内容は、

- ・注文者が前払金の支払いを受けた場合、受注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- ・下請契約における代金の支払いは、できるだけ現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金

の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

- ・手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間とすること。
 - ・注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払い等、不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。
- 等であり、資材業者、建設機械または架設機材の賃貸業者、運送業者等に対しても配慮するよう明記している。

埼玉県建設雇用改善推進大会

優良事業所表彰など多彩な行事で閉幕

平成7年度埼玉県建設雇用改善推進大会が11月24日、建産連会館センター棟3階大ホールにおいて開催され、優良事業所に対する県知事表彰等のあと記念講演など多彩な行事が行われた。

席上、中央大会における労働大臣表彰受賞事業所の披露、また、雇用促進事業団が募集の「建設業に働く若者からのメッセージ」入選作品の紹介も併せ行われた。

各受賞者は、下記のとおりである。

- 労働大臣表彰
八生建設株式会社（首藤 淳社長）
- 県知事表彰
株式会社佐伯工務店（安藤繁雄社長）
伊田テクノス株式会社
（伊田登喜三郎社長）

「建設業に働く若者からのメッセージ」

応募作品入賞者（本県内応募89点）

（佳作）雇用促進事業団 埼玉雇用促進センター所長賞

氏 名	事業所名	タイトル
廣 田 義 幸	松 栄 建 設 株 式 会 社	魅力ある建設業とは
小 倉 賢 治	和 光 建 設 株 式 会 社	現場監督としての夢

（努力賞）雇用促進事業団 埼玉雇用促進センター所長賞

氏 名	事業所名	タイトル
三 友 義 昭	埼 玉 建 興 株 式 会 社	建設業に就いて
二階堂 美 香	日 清 建 設 株 式 会 社	建設業で働く先輩へ
砂 埜 真喜子	小 沢 電 気 工 事 株 式 会 社	建設業に就職して

（勲）埼玉県建設産業団体連合会会長賞

氏 名	事業所名	タイトル
柳 沢 貴 史	株 式 会 社 佐 伯 工 務 店	建設業に就職して
五十部 清	株 式 会 社 長 井 電 機	マンネリからの脱出
岡 野 純一郎	小 川 工 業 株 式 会 社	建設業に就いて

（勲）埼玉県建設業協会会長賞

氏 名	事業所名	タイトル
吉 沢 和 利	平 岩 建 設 株 式 会 社	建設現場にて
菅 原 芳 裕	株 式 会 社 島 村 工 業	建設業に就職して
須 加 繁	株 式 会 社 小 林 組	建設業に就職して

古 寺 社 探 訪 (17)

秩父34礼所 その8

第25番 久昌寺 おてばんでら (御手判寺)

- ・所在 秩父市久那2215
- ・本尊 聖観世音菩薩



久昌寺は、山号を岩谷山と称し、禅・曹洞宗に属す。久那小学校前のバス停から寺房への道へ折れ石橋を渡ると茅葺の仁王門、門を抜けると正面が観音堂、建物は3間4面、表流れの向拝をつけた方形造りで、室内には宮殿形の厨子に本尊聖観世音菩薩が納められている。本尊仏は一本造りの立像で高さ56センチ、室町時代の作という。

寺の縁起由来は、堂前の秩父市教育委員会の掲示板によると、「昔、上ノ山奥野の女、気荒く父母親類縁者も疎み果てられ、自ら懐胎の身ながらも追い立てられ、久しく久那の岩洞に住み、鬼女の如く振まえ里人に恐れられておりましたが、やがて子供が生まれ、母に似つかず神仏を尊び、旅僧の教えと里人の助けにより、旅僧の持す観音像を祀り、母没後の菩提のためにこの地を霊地にしたという」

と誌されている。

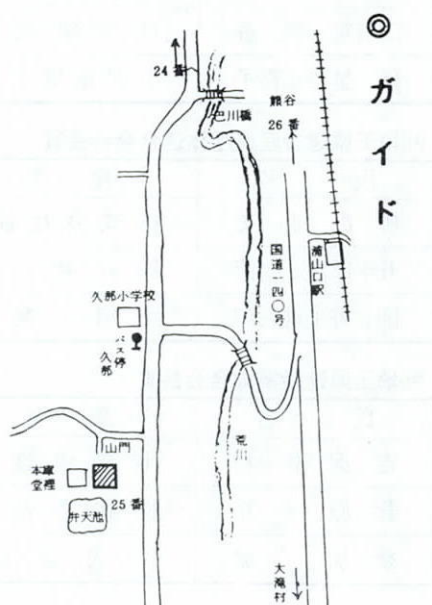
ここでは生れた子供は男とも女とも書いてないが、江戸時代に書かれた「円通伝」には、鬼が住むと里人が恐れていたこの地の山に入った行脚僧が岩屋の前で母親の死骸を前にして泣いていた娘から鬼といわれた母親の素性を聞いたとあることから女性であったことがわかる。

現在の観音堂の脇にある崩れ残った岩屋跡が本来の観音の故地で、岩石の崩落により本尊とともにいまの地にお堂が移されたものであろうといわれる。

この久昌寺は、別称を御手判寺というが、これは秩父霊場草創期に播州から秩父巡拝の性空上人が冥府にて妙典一万部を誦したとき、閻魔王から証文と石の手判をもらったという伝えがあり、証文は西国24番中山寺へ納め、手判はこの久昌寺へ納めたということから、いつしかこの呼び名が出たものという。

寺の裏手の弁天池の蓮は花時は見事であると、また、雪のこの寺の景色は格別という。

- ・交通 秩父鉄道浦山口駅より徒歩30分。
秩父駅よりバスがあるが運転回数が極めて少ない。



第26番 円融寺 (岩井堂)

- 所在 秩父市下影森348
- 本尊 聖観世音菩薩



懸崖造りで眺望絶佳の岩井堂

円融寺は、山号を万松山と称し、禅・臨済宗建長寺派に属し、26番札所である観音堂はいわばこの寺の奥ノ院に当たる。

寺の由来は定かではないが、鎌倉幕府の巨頭畠山重忠の父重能の開基と伝う。

畠山氏は平家の流れをくむ東国武士の名門で、特に観音信仰が厚かったといわれる。

また、この寺は弘法大師が止錫した話や恵心僧都が本尊聖観世音菩薩を刻んだとも伝うことなどから創建は平安中期と推定される。

観音堂は、円融寺の山門前の小径を左に山沿いに行くところと昭和電工の工場に出る。工場内を通り抜けると琴平神社の鳥居のところに行く。鳥居の前を通り過ぎ杉木立の山道を行くとやがて直段で204段を登ったところにある。

この間、健脚者でも30分はかかる。昔は先の神社を含めての大きな境内地を擁していた。

この観音堂は、一般に「岩井堂」と呼ばれ

懸崖造りの堂々たる構えである。絶壁にのしかかって建つ景色は武甲山を前方に秩父札所随一の眺め。

このお堂、即ち岩井堂は江戸中期の建築で3間4面に回廊を回わし唐戸をつけた様は、大屋根を支え岩断崖にそそる姿は実に見事な構成である。

健脚に自信のある方は、一度参拝をお奨めしたい。

- 交通 秩父鉄道影森駅から徒歩10分で円融寺、ここから30分余りにて岩井堂につく。

第27番 大淵寺 (月影堂)

- 所在 秩父市上影森411
- 本尊 聖観世音菩薩



大淵寺は、山号を龍河山と称し、禅・曹洞宗に属す。

寺の境内尾根道をしばらく歩くと眼前にコンクリート造りの大観音像が現われる。昭和10年11月同寺住職の発願で建立された「護国観音」で、高さ15mの立像は国道140号線からも望まれる。高崎、大船の観音像とともに戦前から関東の三大観音と呼ばれてきた。

札所本尊は、現在大淵寺本堂に安置されているが、もとは背後の山腹にあった弘法大師

作と伝う聖観世音菩薩を祀った3間4面の朱塗のお堂であって、山上で見る月は格別ということで「月影堂」と呼びなされ、今でもこの寺の通称となっている。

山腹にあった建物は、大正8年に汽車の煤煙がもとで全焼、いまのお堂は大正11年3月に再建されたもの。

言い伝えによると、昔、行脚の僧宝明は諸国を巡り、この地に霊場の多いことに心打たれ、7年間ここで起居したが、思わぬ足の病を患い以後坐臥して念誦するのみの身となった。弘法大師がこの地に来てこの様をみて一体の観音像を刻んで与えた。

宝明は悦び、吾一人拝するにはもったいない里人に伝え一字の堂を建てこれを安置したのがこの寺の起りであると。

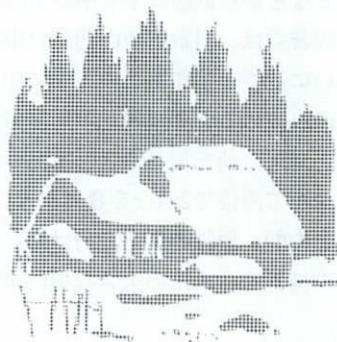
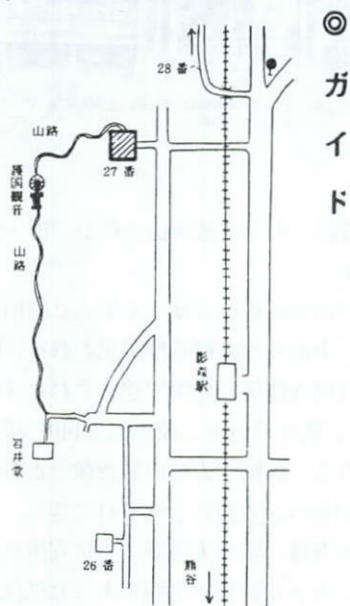
境内に建つ銅鐘と鐘棲は、第51代横綱玉の海関一行による追善大相撲を記念に昭和46年11月に寄進されたものである。

また、山門の前を流れる細い溝は、影森用水の跡である。この用水は安政4年(1857)水の不足に苦しむ村人を救うため、名主関田宗太郎が私財を投じて拓いた水路で、沿線の田畑の開拓に大きく寄与したものといわれている。

- 交通 秩父鉄道影森駅より徒歩15分
札所26番円融寺より徒歩15分、岩井堂より屋根づたいに大観音まで25分でいける。



関東三大観音の一つ護国観音



建産連だより

建産連会館を舞台に 消防訓練実施

—— 建産連事務局 ——

当建産連は、火災、災害の発生時に備え消防訓練を10月16日午前10時から約2時間にわたり実施した。

今回の訓練には、浦和市西消防署員の指導の下に会員団体職員22名（うち女子8名）が参加、「通報」「消火」を重点に、

1 想定火点からの出火の通報訓練

2 消火器を使用した消火訓練

を実施、消火器の構造、使用方法等の指導を受けたあと、防災映画「あなたと防災」「断たれた避難路（千日デパート火災）」の上映、引続いて同消防署々員により火災発生時の対応（通報、消火、非難）についての留意点等についての講話を聞いて一連の訓練を終了した。

公共工事の「契約保証」をはじめました

東日本建設業保証(株)埼玉支店

○「契約保証」とは

当社の扱う契約保証は、工事完成保証人に代わる金銭的履行保証の一つです。

保証証書を発注者に提出していただくことにより、契約保証金の納付が不要になります。

○保証の対象は

前払金の支出が予定されている工事が、すべて対象となります。

○お申込手続きは

お申込手続きは、前払金保証と同様に簡単!!

前払金保証と一緒に申し込み下さい。都合により一緒に申し込みいただけない場合は、その旨を係員までお申出ください。

○保証料は

企業規模、工種、工期に関係なく、保証金額に応じた保証料をいただきます。

契約保証と前払金保証、それぞれの保証証書を発行いたします。

○万一の際は

万一、請負者の責により請負契約が解除されたとき、当社は、保証証書記載の保証金額を限度として、保証金を発注者に支払います。

<問合せ先>

東日本建設業保証(株)埼玉支店

☎048-861-8885

技能検定までの奮戦記

埼玉県建設大工工事業協会

平成7年度後期の型枠工事技能士1級2級の受験要項が定まり、今年も又当協会のメインである技能検定事前講習会を中心に会員の奮戦が始まります。県より委託された検定委員3名補佐委員2名の選出、人手不足の今日、何日もボランティア同様の報酬でやらなければならない。特に毎年困難する事は実技検定の会場です。一人の作業面積は畳二畳位の広さが要求され、人数によってはかなりの広さが必要となり、その上現場の人手不足もあり休日でない受験出来ない状態のため休日使用出来る広い施設に加え、重たい大工道具を運ぶ車の駐車場も必要になってきます。技術向上、有資格優先を叫んでいる上層部は、これ等研修の場、検定の場の無い事を知っているだろうか。県当局もこの事実をよく理解してほしいと思う。

型枠工事にとり技能士は唯一の国家資格で

す。資格を取得し今後の技術の向上後輩の指導に役立ててほしいと願って居ります。

墜落災害防止強調 月間について

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

墜落災害防止強調運動を6月から年度末までの期間実施しているところでありますが、この運動の実効を高めるため、11月を墜落災害防止強調月間として運動を進めており、その一環として、建設セーフティ・レディー埼玉による安全パトロールを6日に、埼玉県建設業労働災害防止大会を14日に実施したところです。

安全パトロールは、浦和市内等3ヶ所の現場をパトロールし、女性の目から見た安全管理等に活発な指摘がなされた。

また、労働災害防止大会においては、首藤支部長から、埼玉県から墜落災害の防止のため、安全施行サイクル運動、自主的安全衛生活動の推進、安全衛生教育の推進及び交通労働災害防止対策の徹底を労使共調して行うようにとのあいさつがあり、埼玉労働基準局長、埼玉県土木部長、埼玉県警本部交通部長、埼玉県建設産業団体連合会長及び建設業労働災害防止協会長の祝辞をいただき続いて建設セーフティ・レディー埼玉体験発表が行われた。

表彰式においては、事業場賞11社、個人賞11名、専門工事業4名の方々に表彰状と記念品の贈呈が行われた。

なお、栄ある受賞者は次のとおりです。

【事業場賞】

- (株) 大道建設(新座市)
- (有) 菅土木(川口市)
- (株) 島田建設(鴻巣市)
- (株) 関口組(本庄市)
- 関中建設(株)(東松山市)
- (株) 白石建設(草加市)

- (株) 末山デンキ(所沢市)
- 秋山建設(株)(北埼玉郡大利根町)
- (株) 正峰(秩父郡荒川村)
- 東急建設(株)関東支店(浦和市)
- (株)熊谷組北関東支店(大宮市)

【個人賞】

- 大場三千男(古市建設(株))
- 斉藤博佑(島田建設工業(株))
- 辻茂(斉藤建設工業(株))
- 大坪建史(横尾建設(株))
- 戸田三男(近藤建設(株))
- 永瀬友吉(佐藤建設工業(株))
- 大沢利一(日高産業(株))
- 渋谷憲夫(大澤建設(株))
- 川島勇(八潮建設(株))
- 斎藤恒雄(大成建設(株)関東支店)
- 長崎育弘(清水建設(株)埼玉営業所)

【専門工事業】

- 大熊泰雄(埼玉県管工事工業連合会)
- 藤井利明(埼玉県建設大工工事業協会)
- 内田義明((株)埼玉県薦・土木工業会)
- 大曾根正男(埼玉県電気工事工業組合)

設立20周年記念式典 及び祝賀会盛大に開催

(株)埼玉県電業協会

当協会は、昭和50年11月1日に社団法人の認可を受けてお陰を持ちまして早や20周年を迎えることができました。この設立20周年記念式典と祝賀会を昨年11月27日(月)アルーサ清水園(与野市)において開催しました。

第一部の記念式典は会員等136名(通常会員73名、賛助会員28名、優良従業員表彰者35名)の参加のもとに午後1時からまず10年間の物故会員に黙禱を捧げたのち吉村副会長の開式のことばに続き町田会長が式辞を述べるとともに秋の叙勲において勲五等瑞宝章を受彰された岡村名誉会長にお祝いを述べたのちお祝金を贈呈しました。続いて表彰式に

移り優良従業員35名に町田会長から表彰状と記念品が授与され、これに対して受彰者代表島村士朗氏（佐野電機㈱）が謝辞を述べ、さらに機関紙「埼玉協ニュース」第100号の発行を契機として新名称「彩の^{さい} ^{かがやき} 輝」として新年号からスタートすることになり、その新名称作成者の薬師寺良次氏（㈱積田電業社）を表彰しました。続いて協会の指導に功労のあった県の職員7名に感謝状を贈呈しました。

第二部の祝賀会には、土屋県知事、秋山県議会議員、松永衆議院議員を始めとして60名のご来賓をお迎えして盛大かつ有意義そしてなごやかに開催できました。関係諸団体の来賓のご出席等大変ありがとうございました。

安全施設等施設展示会開催

埼玉県環境安全施設協会

「環境にやさしい施設づくり」をテーマに交通安全施設、公園施設、景観施設、外構施設等の展示会を、11月8・9日の両日、与野市上落合のアルーサ北与野A館で開催しました。出展は、会員企業15社、会員外企業3社の18社から、ソーラシステム（太陽電池式）の各種新製品等400点以上が出品され、2日間で官公庁関係者140余名、建設業者等250余名の来場者があり、建設的な質問やご提案をいただくなど、盛会裡に閉会することができました。

当協会は、道路標識、道路区画線・すべり止、外構外柵、景観、道路照明灯等の施設の専門業として、21世紀に向けて関係各所や地域社会から認められる団体として、社会の共有財産である道路や公園、学校及びその他の公共施設の環境安全を通じ、不特定多数の公共の福祉に貢献することを目的として、会員が一致団結して、積極的に事業活動に取り組んでおります。

会長新任の挨拶

埼玉県下水道施設維持管理協会

会長 小山 保

日頃、建産連の各団体関係者の皆様におかれましては、格別のご指導並びにご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて私ども当協会発足と同時に下水道及び多方面に渡り埼玉県のより良い発展をめざし尽力され又、力添え頂いた沢田広前会長の後任として、平成7年10月30日付にて、新たに会長の大役を仰せつかりました。今後は、前会長の輝かしい足跡を辿り、下水道施設と言う大なる社会資本を維持管理部門より積極的に取り組み、人々が生活の豊さを実感され、更に環境保全に常に心して行く所存です。

私共が現今最も必要とされております事は、機械、電気及び水質等に精通する総括的技術員即ちマルチエンジニアの育成にあり、協会員一同傾注しておる所であります。

関係各位の皆様には、引続きまして、私共協会員のご指導お力添えを賜ります様お願い申し上げます新任の挨拶といたします。

積算講習等各種講習を実施

埼玉県電気工事工業組合

埼玉電工組の、S・E・Cセンターにおいて、次の講習を実施した。

1. 9月6日～7日 積算講習 72名
 2. 9月28日～10月8日の間の5日間、第一種電気工事士学科講習 133名
 3. 10月16日～24日の間の6日間、高圧ケーブル工事認定講習 105名
 4. 11月7日～8日、現場代理人講習 72名
- がそれぞれ実施した。

埼玉電工組は、次のとおり、電気工事業法に基づく、登録電気工事業者更新登録における、電気保安講習を行った。

9月18日、99名。9月19日、77名。10月5

日、110名。10月27日、88名。10月31日、94名。11月6日、88名。11月9日、91名を終了した。なおこの講習は、12月6日まで行う予定。場所は大宮、行田、所沢、草加の県・市の施設を使用した。

設立20周年記念行事を実施

(勸)埼玉県建築住宅安全協会

理事長の「新年の抱負」にもありましたように、本会は、昨年秋で設立20周年を迎えました。この間に定期報告書受付件数は、昭和52年度の2,714件から平成6年度には16,522件へと6倍強に達しています。これだけの成果を上げられたのは、所有(管理)者並びに調(検)査資格者の皆様のご協力の賜と心から感謝申し上げます。

この節目の時期を記念して、10月19・20日の両日にわたって「20周年記念事業」を実施しましたので、その概要を報告します。

《10月19日》

『彩の国 住宅防災フェア'95』の開催

万一災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるために家庭で出来ることを一般市民の方に知ってもらうことを目的とした展示会を、数年前から計画し、準備を進めていました。たまたま阪神大震災の発生もありまして、非常時の食料品関係に来場者の関心が集まりましたが、それ以外にも災害時の必需品や住宅用の煙(熱)感知器、強化液消火器などを展示し、希望者へは協会から一部を補填して市価より安く即売しました。

他にも、入間東部消防本部消防音楽隊の演奏や、大宮市消防本部のパソコンによる住宅防火診断を実施するなど、多彩な内容のフェアとなりました。

《10月20日》

『記念式典』並びに『記念祝賀会』の開催

式典は午後1時からソニックシティ(大宮市)の国際会議室で開催され、理事長式辞、功

労者表彰に続いて、財団法人都市防災研究所研究部研究員・中森広道先生に『地震と情報と人々の対応』と題した記念講演を頂きました。

続いて、午後4時から同じくソニックシティ内のパレスホテルに席を移しての祝賀会の冒頭、永年の定期報告制度の充実発展に努力した功績による土屋埼玉県知事からの表彰状が、池上副知事から手渡されました。これを受けて理事長が「今後も建築物の安全確保に努め、災害のない郷土づくりに貢献したい」と挨拶をした後、土屋知事(池上副知事代読)、梅野・建設省住宅局長、秋山・県議会議長の各氏から祝辞を頂戴し、眞澤・県住宅都市部技監の発声で乾杯、懇談にはいりました。

平成7年度会員懇談会 ならびにNTT埼玉本部 との打合せ会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は去る11月21日大宮情報文化センターに於て、標記懇談会及び打合せ会を会員多数出席のもとに開催しました。

会員懇談会には、関東地方本部より横田関東組織委員長(兼埼玉県支部長)が出席し、同本部の現況や県支部の事業等につき報告があり、更に基本問題委員会で検討中の部会構成等の説明がありました。

賛助会員では沖電気工業(株)北関東支店田中課長、埼玉ナショナル通信特記(株)佐藤係長、NCC関係では第二電々(株)北関東支店古田課長、日本高速通信(株)大宮営業所森川所長が出席され会社の事業案内がありました。

打合せ会には、NTT埼玉本部埼玉通信機器営業支店俊成課長始め幹部の出席があり、NTTの現況や大宮アルシェに新設されたマルチメディアプレゼンテーションルームの説明がありました。

引き続き、東天紅において懇談会が開催され、盛会裡に終了しました。

連合会日誌

- 10月16日 消防訓練
浦和西消防署員の応援を得て、通報・消火訓練を実施
会員団体より22名が参加
- 10月20日 (財)埼玉県建築住宅安全協会20周年記念祝賀会（大宮パレスホテル）に斎藤会長等出席
- 10月22日 彩の国平和の集い（大宮ソニックシティホール）に出席
- 10月25日 広報委員会
建産連ニュース第66号の発行、第67号の編纂、ポスター・絵画コンクール応募作品の審査等について、平成8年カレンダーの作成について協議
- 10月30日 建設産業における構造改善事業説明会
戦略プログラム、構造改善事業実施計画、助成実施要領について説明
建設生産システム合理化推進協議会並びに構造改善・経営合理化委員会正・副会長合同会議
平成7年度事業推進計画（案）について協議
- 11月10日 建設雇用改善推進の集い（九段会館）に金井常務理事出席
- 11月14日 建設業労働災害防止大会（埼玉会館）に斎藤会長出席
(財)建設業振興基金創立20周年記念祝賀会（東京会館）に斎藤会長出席
- 11月15日 埼玉県住宅供給公社創立40周年記念の集い（東武ホテル）に斎藤会長出席
- 11月17日 理 事 会
平成8年新年賀詞交換会、平成7年度事業の執行状況並びに平成8年度予算編成方針等について協議
講 演 会
演題：どうなる日本の政治と経済
於：埼玉建産連会館3階大ホール
講師：政治評論家 森 田 実 氏
- 11月20日 埼玉の国保95（埼玉会館）に出席
- 11月24日 埼玉県建設雇用改善推進大会（建産連会館センター3階大ホール）に斎藤会長出席
- 11月27日 要望活動
平成7年度県予算編成等について、池上副知事、関係部長等に対して要望活動を実施。
正副会長等参加
(財)埼玉県電業協会設立20周年記念祝賀会（アルーサ清水園）に斎藤会長出席
- 12月11日 全国建産連ビジョン策定特別委員会幹事会（振興基金会議室）に金井常務理事出席
- 12月12日 さいたま新都心整備と政令指定都市キャンペーン研修会（浦和商工会議所会館）に斎藤会長出席
- 12月21日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会
中央・地方システム協関東ブロック連絡会開催（案）、事業推進計画（案）について協議
- 1月9日 平成8年新年賀詞交換会
建産連加盟31団体合同の新年賀詞交換会を埼玉建産連会館センター3階大ホールにおいて開催

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成8年1月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(財)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(財)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(財)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 菊池平三郎	浦和市高砂4-3-15	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	浦和市鹿手袋4-1-7	"	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(財)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(財)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(財)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(財)埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	"	"	048(864)9313
(財)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(財)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道雄	"	"	048(866)1773
(財)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銑二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 阿野昭三郎	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(財)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 泉 和郎	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中島三枝司	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(838)5636

建産連ニュース 第67号

平成8年1月15日発行

発 行	埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集	広報委員会 〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号 電 話 048-866-4301 FAX 048-866-9111
印 刷	〒336 浦和市高砂3-6-9 株式会社 信 陽 堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月